

令和5年3月9日

令和5年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和5年3月3日 開会

令和5年3月16日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和5年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和5年3月9日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

|      |        |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 第1番  | 伊藤 英人君 | 第2番  | 森田 紀子君 | 第3番  | 相田恵美子君 |
| 第4番  | 小山 辰美君 | 第5番  | 木村 圭君  | 第6番  | 大澤由香里君 |
| 第7番  | 澤本 幹男君 | 第8番  | 小峰 陽一君 | 第9番  | 石田 芳英君 |
| 第10番 | 宮野 亨君  | 第11番 | 高橋 邦男君 | 第12番 | 原島 幸次君 |

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

|             |        |             |        |
|-------------|--------|-------------|--------|
| 町 長         | 師岡 伸公君 | 副 町 長       | 井上 永一君 |
| 教 育 長       | 野崎喜久美君 | 企 画 財 政 課 長 | 山宮 忠仁君 |
| 若者定住推進課長    | 須崎 洋司君 | 総 務 課 長     | 天野 成浩君 |
| 住 民 課 長     | 加藤 芳幸君 | 福 祉 保 健 課 長 | 大串 清文君 |
| 観 光 産 業 課 長 | 杉山 直也君 | 環 境 整 備 課 長 | 坂村 孝成君 |
| 会 計 管 理 者   | 坂本 秀一君 | 教 育 課 長     | 新島 和貴君 |
| 病 院 事 務 長   | 岡野 敏行君 |             |        |

令和5年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和5年3月9日(木)  
午前10時00分 開議

会 期 令和5年3月3日～3月16日(14日間)

| 日程 | 議案番号            | 事 件 ・ 議 案 名  | 結 果  |
|----|-----------------|--|------|
| 1  | —               | 議長開議宣告   | —    |
| 2  | —               | 議会運営委員会委員長報告   | —    |
| 3  | —               | 一般質問(11名)<br><br>1 宮野 亨議員<br>2 澤本 幹男議員<br>3 石田 芳英議員<br>4 木村 圭議員<br>5 原島 幸次議員<br>6 小山 辰美議員<br>7 小峰 陽一議員<br>8 相田恵美子議員<br>9 伊藤 英人議員<br>10 森田 紀子議員<br>11 大澤由香里議員 | —    |
| 4  | 議員提出議案<br>第 1 号 | 奥多摩町議会の個人情報の保護に関する条例   | 原案可決 |
| 5  | 陳情第1号           | 消費税・適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入延期を働きかける国への意見書提出を求める陳情書  | 趣旨採択 |

(午後5時8分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

日程第 2 議会運営委員会委員長報告を行います。

本件については、去る 3 月 7 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の追加議案について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、原島幸次議員よりご報告願います。原島幸次議員。

〔議会運営委員長 原島 幸次君 登壇〕

○議会運営委員長（原島 幸次君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

令和 5 年第 1 回奥多摩町議会定例会の追加案件について、去る 3 月 7 日、本会議終了後に議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

本日、追加議案として議員提出議案 1 件を上程することに決定しました。

議案の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議員提出議案第 1 号につきましては、単独上程の上、即決と決定しております。

以上が議案の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本日の議会運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、各議員のご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。追加議案の取扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、追加議案の取扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおりとすることに決定しました。

ここで中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第 3 一般質問を行います。

通告のありました議員は 11 名であります。

これより通告順に行います。

はじめに、10番、宮野亨議員。

〔10番 宮野 亨君 登壇〕

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。おはようございます。

私のほうから3件質問したいと思います。よろしく願いいたします。

1番目、带状疱疹予防接種費用の公費助成を。

带状疱疹は、体の片側一部にぴりぴり刺すような痛みとともに、赤い斑点と水膨れが帯状に現れる皮膚の疾患である。50歳から発症しやすく、80歳までに3人に1人が発症すると言われ、抗ウイルス薬などの治療後であっても、約2割の方が带状疱疹後の神経痛などの後遺症が残ると言われている。ワクチン接種をすることで予防ができ、各自治体での公費助成が進んでいる。

そして、東京都は2023年度予算案で带状疱疹ワクチンの接種費を助成する市区町村への補助事業を23年度から実施すると明らかにした。

同事業は、8,000円から4万4,000円程度かかる接種費の個人負担軽減が目的であり、生ワクチンや不活化ワクチンの接種費に関し、50歳以上を対象に助成する区市町村に2分の1を補助する。

町でも個人負担をなるべくなくす方向で取り組むべきと考えます。町のご所見をお伺いいたします。

2問目です。環境浄化木のヒマラヤザクラについて。

ヒマラヤザクラは、高温多湿の日本では育ちにくい珍しい樹木であるが、二酸化炭素の吸収力が杉の50倍、ソメイヨシノの5倍、イチョウの4倍と言われる、いわゆる環境浄化木です。

開花時期は11月から12月と通常の桜とは異なります。一方、町の杉は、大樹、巨木となり、若木に比べて二酸化炭素の吸収力が少なくなっています。

そこで、東京都農業振興事務所からの苗木生産供給事業が春と秋の年2回ありますが、今後、奥多摩町の地球温暖化対策の貢献として研究を重ね、自治会に供給される樹木にヒマラヤザクラを採用し、杉、檜の伐採後の植樹木として代用することはいかがか。町のご所見をお伺います。

3問目ですが、不法投棄等のごみ処理費用について。

町内全域が秩父多摩甲斐国立公園である。町では不法投棄に対し、日常的に監視パトロールを実施し、頻発区域には監視カメラを設置するほか、ボランティア袋の配布などの対応をしている。

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条で、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと規定されており、法律により禁止されている。また、同法 25 条では個人の不法投棄に対して 5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金が科せられる。

令和 3 年度の町の不法投棄は、回収件数は 22 件、回収量（計量器がなく重量は不明。回収時の写真から判断）粗大ごみが 2 t ダンプ 1 台分、可燃・不燃が同様にダンプ 1 台分である。処分費用（概算）として、家電リサイクル品処分量は 3 万 8,480 円、粗大ごみ 2 t 車 1 台分 1 万 7,400 円、可燃・不燃ごみ 2 t 車 1 台分で 7,500 円、合計 6 万 3,380 円である。

広い国立公園内のごみ等を町のためとの思いで活動する町外から参加してくれたボランティアの方々の善意に心から感謝する次第です。

しかしながら、減らない不法投棄の現状、拾ってみなければ分からない、埋もれているごみ等、見当もつかないことから、処理費用に対し、予算づけが非常に難しいと思いますが、ごみの処理費用負担についてはどのように対応がなされているのか、町の所見を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、宮野亨議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、带状疱疹予防接種費用の公費助成をについてお答えをいたします。

带状疱疹ワクチンについて、国は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の下部組織である予防接種基本方針部会・ワクチン評価に関する小委員会において、平成 30 年 6 月以降、定期接種化を検討するワクチンとして専門家による議論を重ねております。

その中で、昨年令和 4 年 8 月開催の同委員会においては、带状疱疹の罹患率は 60 歳以上で 1,000 人中、年間 10 名程度、そのうち入院は 3.4%程度、年齢を重ねるほど後遺症の罹患率が高く、免疫力の低下により 70 歳代が発症のピークで、定期接種化による期待される効果や導入年齢に関して、引き続き検討を要するとされております。

一方、東京都では、国における定期接種化に向けた検討、高齢化による発症リスク集団の増加、社会的関心の高まり等の状況を踏まえ、議員ご説明のとおり、現在、令和 5 年第 1 回都議会定例会において審議中の来年度予算案に、福祉保健局所管の医療保健政策区市町村包括補助事業のメニューの 1 つではなく、带状疱疹ワクチン任意接種補助事業を独立した新規事業として盛り込み、都内区市町村での事業化を推進するとして、1 月 19 日付で都福祉保健局保健政策部及び感染症対策部から都内区市町村保健主管課長宛ての通知が発

出されたところであります。

具体的には、来年度から带状疱疹の定期接種化までの間、带状疱疹ワクチン予防接種に係る個人負担を軽減するため、区市町村が50歳以上の者に対して行う带状疱疹ワクチン予防接種事業に係る接種費用の一部を助成する区市町村に対して、補助率2分の1で支援するとしております。

町といたしまして、2次医療圏である西多摩8市町村の状況を確認しましたところ、檜原村では今年度、昨年4月から村独自に接種費用の補助を開始している一方、今般の都補助実施予定を受け、4市2町全てが実施を検討するとのことであり、当町の高齢化の状況を鑑みれば、带状疱疹ワクチンの予防接種を推進することで、発症に伴う医療費削減にも繋がることから、当町としても都の補助事業を活用して、来年度以降、より早期に実施するよう具体的に検討を進めてまいります。

次に、環境浄化木のヒマラヤザクラについてにお答えいたします。

ヒマラヤザクラは、東アジアや南アジアなどの海拔1,200から2,400mの高山の森に生える樹高10mに達する落葉高木で、11月下旬から12月下旬に開花し、薄いピンク色の美しい花を咲かせます。また、地球温暖化の原因でもある二酸化炭素と大気汚染の原因の1つである二酸化窒素の吸収能力が極めて高く、環境浄化木としても注目を集めております。

ご質問の東京都農業振興事務所からの苗木生産供給事業が春と秋の年2回あるが、今後、奥多摩町の地球温暖化対策として研究を重ね、自治会に供給される樹木にヒマラヤザクラを採用し、杉・檜の伐採後の植樹木として代用することはいかがかについてですが、東京都産業労働局で行う苗木生産供給事業は、都内農地で育成した緑化用苗木を公共用として区市町村等へ無償で供給し、都内の緑化を推進するとともに、優良農地の保全を図ることを目的とした事業となります。供給条件としては、原則として、区市町村等が実施する公共事業及び公共施設への植栽及び各種行事での都民配布が対象とされております。

ヒマラヤザクラをこの事業の供給樹種として採用することについて、担当課であります観光産業課から東京都農業振興事務所へ確認したところ、供給樹種については、東京都の公共工事・公共事業で用いられる樹種を基本としていること、また、ヒマラヤザクラは、都内での流通量が少ない樹種となるため、取り扱うことが難しいとの回答をいただいております。

杉・檜の伐採後の植樹木の樹種につきましても奥多摩町森林整備計画では、人工造林の対象樹種として杉・檜等の針葉樹のほか、郷土樹種を踏まえた広葉樹を推奨しており、ヒマラヤザクラなどの外来種は対象としておりません。

議員からご説明がありましたとおり、ヒマラヤザクラは、日本の高温多湿の気候風土にはなじみにくいため、栽培は難しいとされていることから、杉・檜の伐採後の植樹木としてヒマラヤザクラを代用することは現在難しいと考えております。

今回、議員からは地球温暖化対策として、新たな視点から環境浄化木として注目されているヒマラヤザクラの活用のご提案をいただきました。町といたしましても間伐等の森林整備をはじめとした地球温暖化対策を引き続き推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、不法投棄等のごみ処理費用についてにお答えいたします。

町は、全域が秩父多摩甲斐国立公園の中に含まれ、古くから東京の奥座敷と称され、四季折々の自然環境を求め、首都圏をはじめとし、多くの人々が観光を目的として町を訪れていただいております。

また、昨今のコロナ禍におきまして、アウトドアでのキャンプやバーベキューのほか、河川や滝を利用したカヌーやラフティング、キャニオニングといった新たなアクティビティが加わったことで、町を訪れる観光客は更に増加傾向にあります。

一方、観光客の増加に付随いたしまして、町管内におきましては、不法投棄の問題や観光ごみの問題などが大変大きな課題となっている状況でございます。

町全体の不法投棄対策といたしましては、担当部署による不法投棄監視活動や自治会推薦により選出していただいております環境保全員皆様から情報提供をいただき、除去活動を行うとともに、不法投棄物が発見された場合は必ず警察に通報することとし、原因者の特定に努め、厳しく対応することとしております。

また、議員のご質問にもございますとおり、町内外の多くの皆様によりボランティア清掃を頻繁に実施していただいております。令和2年度では18回、令和3年度では26回、令和4年度におきましては1月末までに既に31回実施していただいております。ボランティアの皆様による清掃活動の実施回数が年々増加している状況であり、議員も申されましたが、私からもボランティア活動を実施していただいている町内外の皆様に対し、深く感謝を申し上げる次第でございます。

こうした状況の中、町の不法投棄の発生状況を申し上げますと、令和元年は15件の発生で、粗大ごみが2tトラックに約半分、可燃ごみ及び不燃ごみは、同様に2tトラック1台分と家電製品を処分し、その処理に要した費用は14万2,117円、令和2年度は22件、粗大ごみが2tトラック3台分、可燃ごみ及び不燃ごみは2tトラック約1.5台分と家電製品を処分し、処理に要した費用は20万8,185円、令和3年度は、議員からもございまし



たとおり 22 件の発生で、粗大ごみが 2 t トラック 1 台分、可燃ごみ及び不燃ごみにつきましても 2 t トラック 1 台分を処分し、処理に要した費用は 6 万 3,380 円となっております。これらの処理費用につきましては、町予算の清掃費で対応を図っている状況でございます。

議員のご質問にもございましたが、町は全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれておりますので、国立公園の清掃・美化という観点で俯瞰しますと、町内で発生した不法投棄などに係る廃棄物の処理費用につきましては、国立公園の運営管理を所管しております環境省において国庫補助金の交付対象として助成されることが望ましいと考えるところでございますが、現行制度における国立公園清掃活動費国庫補助金取扱要領では、補助の基本方針として、国立公園重点清掃地域に選定されていることや利用最盛期の 1 日平均利用者数が 4,000 人以上の地域であることなど、規定によるハードルが存在し、当町におきましては、不法投棄に係る廃棄物の処理費用につきましては、補助金の交付は見込めない状況でございます。

また、平成元年当時、国の環境省、当時は環境庁であります。群馬県、福島県、栃木県、新潟県の 4 県にまたがり尾瀬国立公園におきまして、尾瀬地域の自然環境対策として尾瀬の入園料構想（利用者負担）を策定し、環境悪化を防ぐための費用や破壊された環境を回復させる費用、また、施設整備の費用などについて自然公園利用者に負担を求めるといった考え方をまとめましたが、当時の社会情勢下におきましては、反対の声や慎重論が多数を占め、実現しなかったという過去の事例もございます。

しかしながら、昨今、地球温暖化など気候変動の影響に伴い、地球レベルでの環境保全の重要性が高まり、国や東京都におきましても自然環境の保全に資する施策が多岐にわたり展開されております。

また、自然環境の保全に関する規定や制度に関しましても、改正や見直しの取組が広がりを見せておりますので、自然豊かな国立公園や自然公園を対象とする新たな施策や新たな補助制度について、日頃から情報収集に努め、不法投棄に係るごみ処理費用につきましては町の負担軽減、或いは費用負担の在り方について研究をしております。

○議長（高橋 邦男君） 宮野亨議員、再質問ありますか。どうぞ。

○10 番（宮野 亨君） ご答弁ありがとうございました。環境木はかなり難しいですね。また、不法投棄ごみ等を環境省のハードルが高いということで、4,000 人ということでありましたが、下げる方向で頑張らなきゃいけないなと思いましたが、でも、ボランティアの方が多く来られて、31 回行っているボランティア活動に対して心の優しい気持ち、そういう人が奥多摩に多く入っていただく。そういうことになっていただくと非常にありがたい

などと思います。

再質問ではございませんが、ごみに対しても、これは出たものに対してですから、なかなか引き受けてもらえません。では、再質問として、ごみは拾っちゃった場合、町は受け入れていただけるかどうか、そこだけ1点質問させてください。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 10番、宮野議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

今お話いただいたとおり、近年多くのボランティアの皆さんに活動いただきまして、ごみの収集、拾い活動やっただいております。それに対しまして町のほうとしましては、ボランティア袋を提供させていただいておりまして、それを使って集めていただいたものに関しましては、町のほうで受入れをさせていただいておりますので、今後ともそのようなことで対応させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 宮野亨議員、よろしいですか。

○10番（宮野 亨君） どうもご答弁ありがとうございました。質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、10番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

ここで一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、7番、澤本幹男議員。

〔7番 澤本 幹男君 登壇〕

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

それでは、2点ほどお伺いをさせていただきます。

まず1点目でございます。奥多摩町地域応援券事業についてでございます。

令和4年度の奥多摩町地域応援券事業は、今回で3回目となりました。令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済の低迷に際し、地域振興に資することを目的として町内に居住する方に対して、町内の商店などで利用できるように地域応援券を全町民に交付しました。

また、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症における原油価格・物価高騰に伴う経済対策として実施されました。全町民に配布されていますので、町民が奥多摩町内で買物や食事をしていただけるので、地域応援券加盟店の事業所も大変感謝しております。町民の方も町内の事業所で買物や食事ができて、はじめてお店を利用した等の話を聞いており

ます。

町民のための事業ですが、この事業も3年連続となりましたので、様々いろいろ意見も出てきておりますので、下記についてお伺いいたします。

- 1、飲食店専用券を有効期限末前に共通券に変更する理由は何か。
- 2、3年間事業を実施した結果の内容を分析したか。
- 3、今後、またこの事業を行う場合には、変更や注意することはあるのかでございます。

2点目でございます。新型コロナウイルス感染症法上の5類移行への対応についてでございます。

新型コロナウイルスの感染症法上の分離を今年の春から現在の2類相当から5類に引き下げる方針を国が示しています。5月8日ですか。

感染症法は、感染症を危険性の高い順に1から5類に分類し、新型コロナは別枠の新型インフルエンザ等の1つとして2類相当で対応されてきました。5類に移行すると、同法に基づく都道府県知事の入院勧告や指示、感染者や濃厚接種者への自宅待機、待機要請などができなくなります。5類には、新型インフルエンザ対策措置法も適用されません。同法の緊急事態宣言などによる飲食店の営業制限や外出自粛要請もできなくなり、社会経済活動の制限が大幅に緩和されます。

また、現在、感染者に対して都道府県の指定を受けた発熱外来の病院等が対応してきましたが、今まで、移行後は一般医療機関で受診できる体制を整えていくとされています。

欧米では新型コロナウイルスと共生するウイズコロナの取組を早くはじめています。脱マスクなど、社会経済活動の正常化を図っています。日本も世界の流れに合わせようとしています。コロナ前に戻ることはよいことに思えますが、5類への移行は大きな問題を抱えています。

町は5類移行に対してどのような対応を考えているのか、お伺いをいたします。

- 1、高齢者や特別養護老人ホーム等の感染拡大への予防と対策は。
- 2、奥多摩病院等の医療機関の対応はどのように変わるのか。
- 3、現在公費で負担しているワクチン接種等の医療費はどうするのか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 7番、澤本幹男議員の一般質問にお答えをいたします。

はじめに、奥多摩町地域応援券事業についてお答えをいたします。

1点目の飲食店専用券を有効期限末前に共通券に変更する理由は何かについてですが、地域応援券につきましては、基準日に住民登録のある全ての住民を対象に、1枚500円の商品券30枚を1冊つづりとして1人1万5,000円分を無償で配布いたしました。内訳として、加盟登録をされた飲食店のみ使用できる飲食券5,000円分と、飲食店も含めた全ての加盟店で使用できる共通券1万円分を配布いたしました。

ご質問の飲食券を有効期限末前に共通券に変更する理由につきましては、事業を開始した段階では、飲食券の制限を緩和することは想定しておりませんでした。各事業年度の地域応援券の使用期間において、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、緊急事態宣言が発令されたこと、令和4年度については、緊急事態宣言の発令はされなかったものの、秋以降に第8波となる感染拡大が起こり、町においても感染者が増加したことから、外出自粛や感染リスクの高い飲食店の利用を控えるなど、地域応援券の利用に際して少なからず影響を与える状況が見受けられました。

また、地域においては、近くに飲食店がなく、特に高齢者の利用が難しいとの声もあったことから、住民皆様がより利用しやすい環境となるよう、利用期限の残り1か月間について飲食券の制限を緩和する判断をさせていただきました。

次に、2点目の3年間事業を実施した結果の内容を分析したのかについてですが、まず申請関係については、地域応援券交付事業をはじめ実施した令和2年度は、地域応援券の交付を希望される住民の方から申請を受ける形式としておりましたが、申請率が94%と高く、ほとんどの方が申請を行った結果を踏まえ、令和3年度及び令和4年度は、住民皆様の申請に係る手間を省き、事業効果が早期に還元できるよう対象者へ直接配布する形式へ改めることといたしました。

また、地域応援券の使用状況を示す各年度の換金率については、令和2年度は97.8%、令和3年度は95.5%、令和4年度についても現在換金期間中ではありますが、同様の換金率となる見込みであり、交付した地域応援券のほとんどが使用され、3年間で約2億円のお金が町内で消費されたことから、大きな効果があったものと分析しております。

次に、3点目の今後、またこの事業を行う場合には、変更点や注意することはあるのかについてですが、令和2年度から3年連続で実施しました地域応援券交付事業は、単年度の事業費として7,000万円を超える大きな経費がかかりましたが、国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したことから、町の財政負担はございませんでした。

そのため今後も同様の事業を行う場合、今回のような国や東京都からの交付金がないと

町の財政面からも町が単独で実施することは困難であり、また、国や東京都からの支援があった場合においても、実施する時期の社会経済情勢の変化も勘案しなければならないことから、現時点で変更点や注意することを申し上げることは難しいと考えております。

今後、同様の事業を実施する場合においては、地域応援券交付事業の内容にとらわれず、住民及び事業者皆様が真に必要としている事業を検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症法上5類移行への対応についてにお答えいたします。

国は、1月27日に厚生科学審議会感染症部会における専門家の意見を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけると政府対策本部において決定をしたところであります。

なお、国は、患者等への対応と医療提供体制に係る各種の政策、措置の見直しについて、明日10日にも政府対策本部で正式決定することから、これまで示された国の方針、東京都の対策本部の方針等を踏まえてご答弁を申し上げます。つきましては、国の正式決定の内容によっては、答弁の内容と齟齬が生じる場合がございますので、あらかじめご理解賜りたく存じます。

1点目の高齢者や特別養護老人ホーム等の感染拡大への予防と対策はについてですが、東京都は先月2月14日の対策本部会議において高齢者等のハイリスク層を守るため、施設職員に対する集中的検査、具体的には、医療機関、高齢者施設、障害者施設の職員に対する週1回のPCR検査は、5類移行後も継続するほか、保健所における入院調整も継続し、高齢者等医療支援型施設及び酸素・医療提供ステーションの体制も現時点、6月末までは継続するとしております。

町といたしましては、5類移行後も引き続き感染状況に応じて町内の医療機関並びに特別養護老人ホームをはじめとする各施設と情報共有を行い、万一の感染拡大時には、東京都福祉保健局感染症対策部及び西多摩保健所とも、これまで同様に連携を密に図り、施設内の感染予防、感染拡大防止を図ってまいります。

その一方、5類移行の前段階として来週13日月曜日からは、国は、マスク着用の考え方を見直し、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としております。

しかしながら、現時点、5月7日日曜日までは、感染症法上の分類は2類のままであるこ

と、重症化リスクを伴う高齢者の多い人口構成の当町の状況を鑑み、町職員が業務上で住民の方と近距離で会話をする場面では、引き続きマスクを着用することとしております。

また、高齢者の方が多く利用し、接する機会の多い福祉保健課の関連事業においては、当該事業の従事者である町職員、会計年度任用職員のほか、民生委員等の町委嘱委員、委託先の民間事業者を含め、現時点、5類移行時まではマスク着用を基本とするとともに、利用者のうち、重症化リスクを伴う高齢者、または基礎疾患を有する方には室内でのマスク着用を勧奨いたします。

ただし、国及び東京都の方針を踏まえ、マスクを着用されない個人の主体的な判断は尊重するものであります。

また、5類移行をもって当町においても国及び東京都と同様に、感染症対策本部を廃止いたしますが、国は、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の自主的な取組を支援すること、また、東京都は、発熱相談センターの相談機能、フォローアップセンターの健康相談機能等を統合して、仮称、東京都新型コロナウイルス感染症相談センターを開設することから、町として町民皆様、町内事業者皆様に対し、引き続き国及び東京都の感染対策について周知を図ってまいります。

次に、2点目の奥多摩病院等の医療機関の対応はどのように変わるのかについてですが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に関しましては、厚生労働省から令和5年2月14日付事務連絡で、マスク着用の考え方の見直し等（特に医療機関における取扱い）についてが発出されており、医療機関等においては引き続きマスク着用を推奨することとなっております。これらを踏まえまして、現在の取組状況をお答えいたします。

奥多摩病院では、発熱患者につきましては事前に電話で予約いただいた上で、一般の患者と隔離された発熱外来で対応しており、新型コロナウイルスの感染力が高いことから、当面は現在と同様に発熱外来を設置し、対応する予定でございます。

感染者の入院につきましても、奥多摩病院では、トイレや浴室が共通であるなど、感染者を隔離できる体制を取ることが困難なことや高齢者や基礎疾患を有する方など、ハイリスク層の入院患者が多いことなどから、受入れは困難と考えており、近隣の受入れ可能な病院と連携しながら対応してまいります。

感染症対策につきましては引き続き、入り口での検温、院内でのマスクの着用をお願いしてまいります。

また、入院患者とご家族の面会につきましては、原則として不可としており、感染がある程度収束を見せるまでは入院患者への感染リスクを考え、引き続き面会をお控えいただ

きたいと考えております。

なお、これらの感染対策につきましては、今後の状況の変化により順次緩和していくことも考えております。

次に、3点目の現在公費で負担しているワクチン接種等の医療費をどうするかについてですが、1月27日の政府対策本部決定においてワクチン接種は、感染症法上の位置づけにかかわらず、予防接種法に基づき実施し、専門家による検討を踏まえ、4月以降の必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにするとの方針を示しております。

先月2月24日に開催された厚生労働省による自治体説明会において、来年度令和5年度の1年間は、現行の特例臨時接種の実施期間を延長し、追加接種のスケジュールは、追加接種可能な全ての年齢を対象として、秋から冬（9月から12月）にかけて1回、特に重症化リスクの高い方等には春から夏（5月から8月）に前倒しして更に1回接種を行い、合計2回とし、高齢者及び基礎疾患を有する方等に限り、引き続き予防接種法上の接種勧奨及び努力義務の規定を適用する方針を示し、一昨日7日に厚労省の専門部会で正式に決定したところであります。

町では、町の医師会の先生方との協議を進め、4月以降も町内医療機関での個別接種の体制を確保するとともに、5月以降、また、9月以降にそれぞれ集団接種の体制を確保できるよう検討を進めており、国の正式決定を受け、町の接種体制・日程案を来週中に決定し、広報4月号に掲載するほか、町ホームページで周知を図ってまいります。

また、保健福祉センターでの乳幼児及び小児接種、高齢者宅での訪問接種につきましては、引き続き都のワクチンバスの派遣を要請し、接種機会を確保してまいります。

なお、検査費用、外来・入院医療費の公費負担については、国の方針が決定され次第、都としてもその方針に合わせて対応するとしております。

町といたしましては、5類移行に向け、国及び東京都の方針が決定され次第、その対応や取組内容を町広報やホームページ、防災行政無線の定時放送等を通じて町民皆様に対し周知してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 邦男君） 澤本幹男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（澤本 幹男君） 2点ほどお伺いさせていただきます。

地域応援券事業について今後、予算の関係で、国や都から何か助成があった場合やると、町単独ではやらないということで、真に必要としていることをやりたいと。

ただ、特別のお店に、もちろんそれを使うのは町民ですけど、何か非常に偏りがちになっているという問題もあるのではないかなと思うんですが、そういう点ではどうなのか、

1点、それをお伺いしたいと思います。

2点目でございます。新型コロナウイルスの感染法上、確かに5月8日から普通に正常に早く戻したいという意識は分かるんですけど、病気が病気だけに、特に高齢者への対応というのは非常に大変難しく、去年ですか、クラスターが特養なんか起こった場合のことが一番心配なわけなんですけど、町は対策本部を廃止するという今お話がありました。それはどういうものなのか分かりませんが、何かあってからすぐ立ち上げるのか、それとも廃止しないで一応継続してしばらくは様子を見るということも1つの手でもあるわけですから、高齢者が多い、また、4つの特養老人ホーム等もあるわけですから、何かが起こってからはじゃなくて、何か起こるかもしれないという前提で動いていたほうが、私は去年の7月、8月の特養老人ホームのいろいろなことを考えると、起こりうるであろうという前提でいたぐらいな形のほうが前向きな攻め方ができるのではないかと思うんですけど、その2点ほどちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 7番、澤本議員からの1点目の再質問のほうにお答えいたします。

地域応援券の使用について偏りがあるのではないかとということでございます。確かに偏りはございます。130近くの加盟店に登録いただいていますけれども、どうしても偏りが出てしまうのは当然、承知をしているところでございます。そんなこともあって、飲食店の専用券というのをつくらせていただいて実施をしたというところでもございます。

現在まだ換金期間中で、全ての額が出ておりませんが、2月末現在で上位30の換金ランキングというのが手元にはいただいているところなんですけど、そのうち上位30事業者中12事業者が飲食店というところで、約4割が飲食店となっている状況でありますので、偏りはあるにしても、飲食店のほうは飲食店専用券を使ったことによって利用があったのかなと分析をしているところでございます。

また、偏りがどうしてもあるというのは承知しております、今回実施したのが原油価格等物価の高騰対策というところがございまして、どうしても偏りが出てしまうので、そこを少しでもフォローしたいというところがありまして、事業継続応援金ということで、燃料費だとか電気代の2の1の助成をさせていただいたと。これを合わせて実施させていただいたということで、少しでも事業者皆様に還元ができるようにということで制度のほうを設計させていただいたというところがございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。



○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 7番、澤本議員の2点目の再質問についてお答え申し上げます。

議員からは、当町の高齢者の方が多い人口構成でありましたり、もしくは特別養護老人ホーム等の施設がある中でということ、町の対策本部を廃止するのはいかがなものかということでご意見をいただいたところでございます。

現行、町につきましては、法律上、町長の答弁もございましたけれども、「新型インフルエンザ等」の「等」の中に新型コロナウイルスが含まれるということで、新型コロナウイルス法上の中で、町も対策本部を設置するというところで条例を制定しておりまして、それに基づいて最初の緊急事態宣言が発令したときに対策本部を立ち上げ、以降継続しているものでございます。

国及び東京都においても、法律上の位置づけが2類相当から5類に移行することをもって、法律上もしくは東京都の条例上も対策本部を廃止するという流れでございまして、当町においても、その流れの中での現行の条例上では廃止せざるを得ないという状況でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

ただ、しかしながら、東京都も感染対策は引き続き高齢者施設等を対応してまいるといふところもございまして、現状の感染状況も当町において現時点も施設のほうで対応されている状況等も踏まえまして、いつ何どき、4月、5月以降も施設における対応、感染の状況等も、発生の状況等もあろうかと思っておりますので、その際には本部は廃止はいたしますけれども、これまでと変わらない対応を町、医療機関の先生方であったり、施設であったり、保健所等とも連携を取りまして、入院が必要な方については、すぐに入院調整、更には、東京都の臨時施設も継続するというようになっておりますので、そちらの臨時施設のほうでの療養もできるような形で、町としても保健所を通じて東京都と連携を図ってまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） 澤本幹男夫議員、いかがですか。

○7番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。

特に、町は高齢者施設も多いし、もちろんコロナウイルスにかからないのがベストですけど、対策によって、例えば食事今まで高齢者施設は、みんなで食べたのが一人一人別々に食べているということで、それに伴う孤立化によって、だんだんお年寄りの体が弱っていく、それに関して亡くなった方もおり、直接のコロナじゃなくてもそういう1人で食事したりとか、個別とか、そういう意味で元気がなくなっていく、それで亡くなった方

もいらっしゃるという話も聞いていますので、もちろん正常に戻ることはありがたいんですけど、ぜひとも高齢者の、去年みたいなクラスターもちろんですけど、いろんなことも考えて、町は一生懸命やっていただいてありがたいんですけど、起こるという前提も含めて、先程は現行法では無理だということですけど、同じような対応をぜひとも、今後ともしていただければありがたいと思います。

以上で、終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、7番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時05分から再開いたします。

午前10時53分休憩

午前11時04分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、石田芳英議員。

〔9番 石田 芳英君 登壇〕

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

私からは1件、令和5年度東京都新規事業予算の町への取り込みについてお伺いさせていただきます。

令和5年度の東京都予算が公表され、その中で多くの新規事業の策定と予算計上がなされています。奥多摩町においても有効な新規事業が多く含まれていると考えます。例えば1点目、多摩・島しょ暮らし体験ツアー、これは総務局で2億円、新規。2番、島しょ山村地域における移住体験住宅整備補助、これは総務局、5億円、新規。3点目、多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業、産業労働局、2億円、新規。4番目、区市町村災害対応力向上支援事業、総務局、4億円、新規。5点目、ウッドショック対策プロジェクト、産業労働局、総額21億円、新規。6点目、区市町村における新庁舎建設等を契機としたDX推進事業、デジタル局、0.5億円、新規。7点目、アニメ等拠点の整備・運営事業、産業労働局、5億円、新規。8点目、パフォーマンスアーツ助成事業、生活文化スポーツ局、4億円、新規などが見受けられました。

以下、ご質問させていただきます。

1点目としまして、令和5年度東京都新規事業の予算に対して、奥多摩町への取り込みについて、町の基本的小考えをお伺いいたします。

2点目として、特に上記8点の例示列挙した東京都の新規事業について、何か小考えがあればお聞かせください。

以上2点お伺いいたしますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9番、石田芳英議員の一般質問、令和5年度東京都新規事業予算の町への取組についてにお答えいたします。

1点目の令和5年度東京都新規事業予算に対して、奥多摩町への取組について、町的基本的小考えをお伺いいたしますについてですが、東京都における令和5年度一般会計の予算規模は8兆410億円であり、前年度に比べて2,400億円の増で過去最大となりました。

歳入における都税収入は、企業収益の持ち直しによる法人二税の増などにより約5,700億円増加し、6兆2,010億円となっております。

また、歳出では、いわゆる政策的経費である一般歳出が5兆9,354億円で、チルドレンファースト社会の実現に向けた取組などにより、前年度に比べて947億円の増で、3年連続のプラスとなりました。

こういった中で、新規事業として計上された予算も数多くありますが、町の一般会計の歳入予算において都支出金の占める割合は、例年4割に迫る状況にあり、町にとって東京都の予算は重要な財源であり続けています。このため新規予算であるか否かにかかわらず、町の事務事業に資する予算等であれば取り込んでまいりたいと考えております。

2点目の特に例示列挙した東京都の新規事業について、何か小考えがあればお聞かせくださいについてですが、議員からは8項目の新規事業予算を挙げていただきましたが、予算編成時期の兼ね合いもあり、町当初予算に、現時点で計上してございません。

しかしながら、①の多摩・島しょ暮らし体験ツアーにつきましては、東京都総務局から町に対して何度か説明をいただいている状況にあり、今後、事業の詳細等を確認していく中で、町として対応できる部分は、東京都とタイアップしてまいりたいと考えております。

また、④の区市町村災害対応力向上支援事業につきましては、町単独の防災費事業として計上してありますが、補助率2分の1で対象事業となる見込みがありますので、今後、東京都に確認するとともに、令和5年度のいずれかのタイミングで補正予算に計上してまいりたいと考えております。

以上、現段階でのお考えをお示しさせていただきましたが、このほかの事業につきましては、今後の状況を見ながら検討してまいりたいと考えます。

○議長（高橋 邦男君） 石田芳英議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

東京都の予算と奥多摩町の予算がちょうど同時でございますので、なかなかすぐにどうかというお話は得られないのかなというふうに思いますけれども、これは補正とか、来年度予算とか、いろいろ参考になろうかなとも思ひまして、例示列举をさせていただきました。

特に奥多摩町は、自主財源が少ないということで、いかにして国や都の財源を呼び込んでいくかということは大変重要なことかなと思いますので、ぜひ1点目とか4点目でそういうお話があるようでしたら、ぜひとも取り込んでいただきながら、また、あと6点目の例えば市区町村における新庁舎建設等を契機としたDX推進事業というのもございますので、ちょうど奥多摩町がそういう時期に当たっているのかなと思いますので、こういった事業も積極的に取り込んで活用すれば、ある程度財源確保ができるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特に再質問はございませんけれども、長期的にどうか取り組んでいただきますようお願い申し上げます。私からの質問は終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、9番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

ここで一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、5番、木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 私からは、2点質問させていただきます。

1点目です。町所有土地・建物の有効活用についてでございます。

令和4年第4回定例会で、旧琴清苑跡地の有効活用について質問しましたら、クラフトビール醸造事業を町、株式会社ジェイアール東日本都市開発、VERTERE合同会社が具体的に取り組むとするとの回答がありました。町の観光、経済、雇用、税収に寄与する有益な事業で期待しております。

町ではこのほかに、町所有の土地・建物が利用されずに放置されていないか、総点検をして、町有財産の利活用に取り組む必要があると思ひます。

先日、都内に住む建築設計を専門とする若者が奥多摩での空家活用に取り組みたいとの

熱い思いを持ち、情報収集を兼ね、氷川周辺を回っていました。町役場を訪れましたが、個人情報とのことで、少しの情報しか得ることができなかつたと残念がっていました。

以下質問します。

- 1、利用されていない、町所有の土地・建物、それぞれ上位5件を教えてください。
- 2、上記1の土地・建物の利活用計画を教えてください。
- 3、意欲のある人材を町の事業展開に活用することができないのか。

2点目です。奥多摩吹奏楽団に対する支援についてでございます。

奥多摩吹奏楽団第1回記念演奏会が1月22日、瑞穂ビューパーク・スカイホール大ホールで盛大に行われました。会場に入り驚いたのは、大ホールの舞台いっぱいの団員の座る椅子の多さでございます。団長の挨拶の中で、当日、演奏者は協力団員を含め50名とのことでした。

演奏は2部制で、第1部は、吹奏楽の迫力ある楽曲3曲で、第2部は、ディズニーメドレーや「はまちゃんと踊ろう」～上を向いて歩こう～など、観客参加の曲が続きました。全ての楽曲が50名の息の合った迫力満点の演奏会でした。指揮者の島崎和人さんのタクトを振る後ろ姿は、ふだんの作業服姿と違い、ダンディで格好よかったです。彼の場合、サウスポーで指揮をされていて、非常にそれも魅力的だと思いました。

私は、第1部のグスターヴ・ホルスト作曲の「吹奏楽のための第一組曲」が特に心に響き、感動しました。

第2部が終わると、観客の拍手がやまず、ますますアンコールの期待が高まり、吹奏楽行進曲のラデツキ行進曲など2曲が演奏され、大満足な演奏会が終了しました。

奥多摩吹奏楽団は、町民の誇れる新しい文化芸術団体の1つであると確信します。団体の充実発展のため、町民こそって応援すべきと考えます。

そこで、奥多摩吹奏楽団を奥多摩町ではどのように評価し、今後、どのような支援をしていくのか、教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、木村圭議員の一般質問にお答えをいたします。

2点目の奥多摩吹奏楽団に対する支援については、教育委員会の所管となりますので、後程教育長から答弁をいたします。

はじめに、町所有土地・建物の有効活用についてお答えをいたします。

1 点目の利用されていない町所有の土地・建物それぞれ上位 5 件を教えてください及び 2 点目の当該土地・建物の利活用計画を教えてくださいにつきましては、該当物件ごとに続けて答弁をさせていただきますので、ご了承ください。また、抽出した物件について順位づけではありませんが、面積等の規模や地域において目につくと思われる物件について答弁をさせていただきますので、併せてご了承ください。

最初に、土地でございますが、1 か所目は、小丹波字寸庭平 848 番地 1 の山林です。こちらは平成 25 年、寄付により取得した物件で、国道の古里付付近から対岸の場所にあり、白いチューブ状のものが一面に見える山林エリアになります。こちらにつきましては取得後、日照権の関係により樹木を伐採いたしました。その後、ヤマザクラ、イロハモミジ及びミツバツツジを植栽いたしました。白いチューブ状のものは、苗木を食害から守るための保護チューブであります。今後、苗木の成長により、季節ごとに地域住民や観光で町を訪れる方々の目を楽しませてくれるものと期待をしております。

2 か所目は、境字道所の旧道所分校跡地です。こちらは平成 4 年、購入により取得した物件で、むかし道コース内にあり、かつて消防署の訓練塔が設置されていたエリアで、消防署が活用していましたが、現在は活用が終了し、敷地の一部にむかし道休憩用の東屋が建っている状況にとどまっており、敷地全体の活用計画には至っておりません。

3 か所目は、境字水根のダム下町有地です。こちらは平成 30 年、寄付により取得した物件で、小河内ダム建設時に使用されていた鉄道の終着点に当たるエリアです。当該土地は、暫定的に公共工事の資材置場などとして活用している状況にありますが、敷地全体の活用計画には至っておりません。

4 か所目は、川井字蟬沢の町有地です。こちらは平成 8 年購入により取得した物件で、全体面積は約 2 万 3,000 ㎡ですが、現状は、そのうち 800 ㎡を蟬沢残土処分場として活用している状況にありますが、敷地全体の活用計画には至っておりません。

5 か所目は、棚沢字坂下平の町有地です。こちらは平成 30 年、購入により取得した物件で、現在は、地域の方に草刈り等を含め管理をお願いしている状況ですが、次の建物物件で 1 か所目となる平成 26 年に購入した棚沢字中曾根の住宅及び敷地と同じ坂下地内であり、将来的な住宅関連用地としての利活用含め、今後検討してまいりたいと考えます。

建物の 2 か所目は、棚沢字足ヶ谷戸の物件となります。こちらの土地は、平成 21 年に、建物は平成 30 年に購入して取得したもので、鳩ノ巣駅下の国道から棚沢橋を渡ってすぐ川側のエリアで居宅、事務所並びに製材工場跡の物件であります。現在、建物は賃貸借契約により個人の方が居住しておりますが、古里方面に向かう歩道や宇津保沢付近のカーブが

狭いことから、国道の拡幅等に資する用地として確保しており、現在も東京都に対して当該部分の拡幅等について要望している状況にあります。

建物の3か所目は、棚沢字大橋の物件となります。こちらは、平成25年、寄付により建物及び土地を取得したもので、多摩川に面した、いわゆる旧一心亭を含むエリアとなります。こちらは、これまでも議員皆様からご質問いただいておりますが、現在、大多摩ウオーキングトレイルや双竜の滝に通じる散策路として活用しておりますが、建物の利活用が難しい状況にあります。

一方で、国道から坂下に向かう雲仙橋までの町道については、地元要望の視距改良等を含め、改修の必要性があること、また、一心亭エリアの活用を図るためにも重機等が出入りできる進入路が必要であるため、今後の町道路線の整備計画等とも整合性を図りながら検討を進めてまいります。

建物の4か所目は、原字日村の旧レイクサイド奥多摩の物件となります。こちらは平成21年、購入により取得しており、これまでも議員皆様からご質問いただき、倉庫的な活用と携帯電話基地局としての貸出しを行っていること、建物の見学問合せもあるが、活用には至らないことなどをご説明してまいりました。この点につきましては、現時点においても同様の状況ではありますが、引き続き利活用の方向性について検討してまいります。

建物の5か所目、氷川字南氷川の旧りそな銀行の物件となります。こちらは平成14年、購入により取得し、当初は、町民ギャラリーとして使用し、その後、おくたま地域振興財団の事務所として使用しました。また、2階では最近まで古文書解読作業のために活用してまいりましたが、老朽化による雨漏り等があったため、現在は使用しておりません。また、当該建物は、緊急輸送道路沿道建築物等耐震化の対象建築物にもなっていることから、今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の意欲ある人材を町の事業展開に活用することができないかについてですが、議員から、町役場を訪れたが、個人情報のことで少しの情報しか得ることができなかったと残念がっていましたとご指摘をいただきました。

町では日常的に空家・空地に関する様々なお問合せをいただいております。こういった物件情報のお問合せに対しましては、空家・空地所有者から町の空家バンクに登録のあった物件情報を提供させていただいております。しかしながら、空家における所有者の情報については、所有者本人の意向を含め、個人情報保護の観点からお伝えできる情報が限られる場合がございます。この点につきましてはぜひご理解をいただければと存じます。

なお、議員からは、平成29年12月の第4回町議会定例会において、元気づくり計画の

中の起業家等への支援についてのご質問をいただき、当時の河村町長からご答弁を申し上げます。その後、町では、令和2年6月に奥多摩町定住促進サポート事業支援金交付要綱を制定いたしました。

この事業は、町への移住・定住の促進及び中小企業などにおける人手不足の解消に貢献するため、都内条件不利地域以外から町に移住し、就業、または起業した方に対し、奥多摩町定住促進サポート事業支援金を最大100万円交付するものです。

現在までの申請状況といたしましては、令和3年度に3件の起業の申請があり、支給決定をしたところがございます。また、今年度1件の起業の相談もあり、現在進めているところであります。

議員からは、利用されていない町所有物件の利活用の取組についてご示唆をいただきました。限られた人材や財源、また、各種の計画や事務事業を執行している中で、こういった物件への本格的な取組に至っておらず、維持管理や一部の利活用にとどまっている状況は否めませんが、令和5年度には公共施設等総合管理計画の一部見直しを図る予定でございます。

町といたしましては、こういったタイミングで利用されていない町所有物件の点検を含め、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ここで中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 5番、木村圭議員の一般質問、奥多摩吹奏楽団に対する支援についてにお答えいたします。

はじめに、奥多摩吹奏楽団の概要についてご説明申し上げます。奥多摩吹奏楽団は、平成30年1月1日の創設後、町文化団体連盟に加入し、同連盟主催のひな展コンサートや文化芸術展での公演を経て、同年10月の奥多摩ふれあいまつりに出演し、本格的に活動をスタートした団体です。令和元年6月に設立総会を実施し、楽団の運営が組織化されました。

本来であれば令和2年に創立記念・第1回定期演奏会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスなどの影響により、演奏会が中止となりました。今回、この令和5年1月22日に関係者のご尽力により第1回記念演奏会が瑞穂ビューパーク・スカイホールで開催されたことは、教育委員会としても非常に喜ばしいことであり、関係者の皆様には敬意を表するところであります。



なお、楽団の活動目的は、楽団員の人間性及び演奏技術の向上を図り、幅広い音楽活動を通して、奥多摩町の音楽文化の発展と人々の交流に寄与し、奥多摩町の振興に貢献することを目的として活動されております。楽団員は、楽器経験問わず、小学校5年生以上で町に住所を有する者、奥多摩町に通勤している者、もしくは楽団の音楽活動に賛同する者で構成されており、2月1日現在の団員は13名となります。

ご質問の奥多摩吹奏楽団を奥多摩町ではどのように評価し、今後どのように支援していくか教えてくださいにお答えします。

奥多摩吹奏楽団は、奥多摩町文化団体連盟に加入し、連盟の目的である町内各種文化団体相互の連絡強化を図り、住民の教養と情操の向上発展を推進し、文化生活に資することを目的に活動されていることから、町にとっても非常に有益な団体であると認識しております。

町の支援の内容でございますが、奥多摩町文化団体連盟を経由して、町の補助金を団体交付金として支援しております。また、毎週練習している会場の使用料の免除や楽器の無償貸与、コンサート時に使用するトラックの無償貸与など、他の文化団体連盟加入団体と同様に支援をしているところであります。

教育委員会といたしましては、引き続き文化団体連盟に加入する各団体同様に支援をしてまいり所存でありますので、議員皆様におかれましてもご支援をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 5番、木村圭議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（木村 圭君） ご答弁ありがとうございました。何点か質問させていただきます。

建物物件の3番目に出ましたか、鳩ノ巣駅下の国道と多摩川の間にあります旧一心亭の跡地、あと隣に奥多摩工業の旧ホテル鳩和荘の跡地、あの一带を前町長は奥多摩の観光にふさわしい公園を造るということで発表があったかと思うんですけど、その後どうなったのか。先程の答弁の中で、ちょっとその辺が分からなかったんで、教えていただきたいと思っております。

国立公園内、あと東京都では西部公園事務所の管理のエリアということで、例えばそういう補助ですとか、援助とかそういうようなことで公園の策定はできないのかなというように考えています。

2番目に、南氷川の旧りそな銀行の建物ですけど、大分使われなくなって時間がたっていて、非常にあそこの前の花壇なんかも草ぼうぼうで、ちょっと見苦しい感じだったのが南氷川の自治会の役員が町に出て管理をしたいということで、今は花が植えられて多

少きれいになっていますけど、建物自身の塗装がはげたり、ちょっと観光地にふさわしくないような感じもありますんで、ここも耐震補強して建物を使うということもちょっと難しいのかなと思いますんで、壊すには非常に金がかかりますけど、更地にしてあそこに例えばあずまやを建てて観光トイレも造っていただければ、観光客、或いは町民の一服できる場所になるのかなというような感じを持っています。

あともう一点、町所有の空家ですけど、現在何件ぐらいあるのかなと。といいますのは、例えば若者住宅に住んでいて、家族が若者住宅を卒業するといいますか、満期になって退去せざるを得ないご家族が奥多摩に引き続いて住みたいという要望を持っていても、宅地、或いは建物がなくて、やむを得ず奥多摩を離れるというようなご家族に対して、空家を整備して住んでもらうというふうなことはいかがなものかなというふうに思います。

最後に吹奏楽団ですけど、今、教育長おっしゃられたような手厚いといいますか、いろいろな援助をしていただいて大変ありがたいと思っています。

更に台風 19 号のときでしたか、日原が孤立して、長期にわたって孤立状態になったときに、吹奏楽団がコンサートを日原で行って、非常に心が和んで心に響くというようなことで、住民が非常に喜んだという話をお聞きしました。このようなこともやっていたり、あと、今回ユネスコ、或いは国指定の文化財として鹿島踊り、車人形が登録されたというようなことから、また、町民憲章の中にも歴史や伝統を大事にし、教養を培い、情緒あふれる文化の薫り高いまちにするんだということもありますんで、ぜひとも吹奏楽団に、例えばこの前、瑞穂のスカイホールを借りるのに、やはり奥多摩町にはコンサートホールがないんで、そういうところを借りるときの借り賃とかそういうものもご検討いただけないものかなというふうに思います。

以上何点かですけど、よろしくをお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5 番、木村圭議員さんからの再質問のほうにお答え申し上げます。4 点の再質問をいただいたところでございますが、私のほうからは最初の 2 点の部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

1 点目でございます。いわゆる旧一心亭のところということで、ご説明いただいた中にも奥多摩工業が所有しているホテル鳩和荘も存在しているということでございます。

河村前町長のほうから以前に公園というような活用というお話もさせていただいてるところでございます。町のほうとしましては、取得後にその土地の測量等はさせていただいて、そういった図面的なものは今持っているという状況でございます。

従前にもそういうお答えをさせていただいたかどうか、今、不確かで申し訳ないんですけども、やはり建物が昭和の30年代とかに一番最初建てたものであったり、またその後、実際のところ、かなり増改築を繰り返してしまっていて、耐震の面もそうですし、内部に入ってみるとかなり狭い通路であったりとかいうこともあって、設備のことも含めて現実的に建物をそのまま使うのは難しいというところが町の中での一定の認識を持っているという中で、やはり先程の南氷川のお話もありましたけれども、建て替えてとかということではなくて、町長答弁のほうにもありましたけれども、ウォーキングトレイルの通路でもあるということもありますので、そういった関係から申し上げましても、やはり更地にできるかどうか、ちょっとそれはまたお金の問題もあるんですけども、そういった観光公園的な、大げさな何か箱物を造るとかいうことではなくて、一定の休憩できる場所とか、そういったことを模索していったらどうかというのは町の中でも一定の認識は持っているところでございます。

ただ、今のところ、先程の答弁の中にもありましたとおり、ちょっとその部分がストップしてしまっているというのは事実でございます。

また、関係課と引き続き協議しながら、また、先程も補助の財源のお話もいただいております。その辺も、ただ壊すだけというとなかなか財源がいただけないということで、以前、10番、宮野議員からもこのエリアについては、国の補助のお話もいただいておりますので、引き続き研究させていただきながら、実際には今、庁舎のことも進んでいますので、ちょっと順番的にはその次になってくるかなという気はしますけれども、引き続き内部検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2点目の南氷川の旧りそな銀行の部分でございます。こちらの部分につきましても先程も町長答弁のほうにもありましたけれども、建物がいわゆる緊急輸送道路の沿道建築物等耐震化の対象建築物ということで、昭和49年の建築ということなので、旧耐震でございますので、建物もそのまま使えないという状況、それから、古文書の解読等で最近までは使っていたんですけども、雨漏りもあるということで老朽化も来ているということでございます。駅からは近いということで、立地条件はいいのかなというふうに思います。ただ、建物がやはりそのまま使えないという状況でございます。

議員のほうからは、更地にしてあずまや、休憩等の場所に使ったらどうかというようなご提案もいただきましたので、こちらも先程の旧一心亭の部分も含めまして、町の全体的な中でどういう位置づけをしていくかというようなことで研究・検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 木村議員の3点目のご質問にお答えいたします。

町所有の空家数はということでございますけれども、現在10件の空家数となっております。利用できる物件については、引き続き順次改修しながら町営若者住宅等に活用してまいりたいと思いますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 5番、木村議員の4点目のご質問にお答えします。

奥多摩吹奏楽団の支援の1つとして、コンサートホールの賃借料など、支援できないかというような内容でございます。

今回、私もコンサートのほうを見させていただいて、非常に素晴らしいコンサートであったということは記憶しております。

まず、確認でございますが、今回のコンサートにつきましては、令和4年度の奥多摩吹奏楽団の楽団定期演奏会というような位置づけで報告をいただいております。町の教育委員会が所管する文化団体、または体育団体全てでございますが、自主運営する場合には、各団体のお金でやっていただく。そのほかに町が後援ですとか、主催としてやる場合については、金銭的な援助、また場所の援助というような形で支援をしておりますので、今後、奥多摩吹奏楽団が町主催の事業として行う場合については当然、町が主体的になって会場の準備、または様々な支援をすることが想定されますが、今回の演奏会については、自主演奏ということでございましたので、できる範囲の中での支援をさせていただきました。

今後、町が依頼する場合等については、当然、金銭的なものの援助というのも想定できますが、今回については自主演奏ということで企画されておりましたので、そのような対応をさせていただきました。引き続きよろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 木村圭議員、いかがですか。

○5番（木村 圭君） ありがとうございます。いろいろ問題はあろうかと思いますが、やはりその都度その都度で考えているとなかなか進まないんで、総合的に長期的なそういう町の財産の利活用ということを計画を立てないとやっぱりできないと思いますんで、今後ともそういう計画をまず立てるということをお願いしましてと、あと教育課長のほうからお答えいただきましたけど、結局、町の中でコンサートやろうといっても、あれ

だけの内容ですと、体育館でやるというのはかわいそうな感じがしますんで、ぜひそういう援助をして、素晴らしい演奏をまた聞かせてもらえるように、2回、3回とできるような支援をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、5番、木村圭議員の一般質問は終わります。

ここで一般質問席及び中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、12番、原島幸次議員。

〔12番 原島 幸次君 登壇〕

○12番（原島 幸次君） 12番、原島でございます。

それでは、私からは1点質問させていただきます。多摩川南岸道路早期全面開通に向けて町の対応と今後についてでございます。

多摩川南岸道路は、総延長7.0キロメートルで、昭和60年に計画が始まり、平成5年、工事着手以来30年経過した中で、平成13年5月に、琴浦の愛宕大橋から長畑までの愛宕トンネルが開通し、その後、神庭から日向（国道411号）への海沢大橋、平成19年神庭のつきどめ橋が開通し、そして、平成27年5月30日に海沢から棚沢住安戸間の城山トンネル2.8kmが開通し、全体の70%が完成いたしました。この27年5月に盛大な開通式が行われ、町からも大勢の方が出席されたのではないかと思います。

古里より氷川・奥多摩湖方面へ向かうには、青梅街道、国道411号が唯一の道路で、急峻な斜面が多く、大雨等のため、落石、土石流による通行止めを余儀なくされていましたが、南岸道路開通により、災害、緊急時の地域の孤立化が解消され、安全に道路を利用することができ、交通量の分散にも繋がっております。

また、琴浦から棚沢までスムーズに通行ができ、時間短縮が図れ、小河内方面の方や丹波、小菅の方々も大変喜んでおります。

しかし、観光シーズンの土曜、日曜、休日には、将門の信号から古里駅前交差点までの間、交通が混雑し、地域の日常生活、また、産業活動に影響を及ぼしているのが現状でございます。

また、昨年12月に奥多摩駅伝が行われました際には、将門の信号から古里駅前交差点、までの間、全面通行止めとなり、昭島、立川方面に帰る方が住安戸でUターンし、奥多摩周遊道路を迂回するしか方法がなく、多くの苦情が寄せられました。

多摩川南岸道路は、棚沢住安戸地区から丹三郎地区までの残りがあと1.9kmですが、7年経過しておりますが、工事の計画について進捗がないように思われます。今現在どのような状況にあるのか、早期の全面開通に向け、町はどのように対応を考えているのか。ま

た、東京都に対しての町の対応についてお伺いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 12 番、原島幸次議員の一般質問、多摩川南岸道路早期全面開通に向けて町の対応と今後についてお答えをいたします。

今日まで私たちの先輩が、町の産業・経済・観光の振興を願い、昭和 30 年代から東京都に対し、多摩川南岸道路の整備について長きにわたり要望活動を行ってまいりました。この活動実績が実を結び、議員からもございましたとおり、昭和 60 年に整備計画が策定されました。その後、様々な調整や準備期間を経て、平成 5 年から海沢工区の工事が着手され、全体延長 7 k m のうち、既に城山工区までの 5.1 k m の間が供用開始となり、残すところ丹三郎工区の 1.9 k m が整備される予定となっております。

西多摩建設事務所では、多摩川南岸道路の早期完了を目指しており、平成 29 年 10 月 26 日、27 日の両日に丹三郎地区と寸庭地区におきまして丹三郎工区の事業概要及び測量説明会が開催され、関係する住民皆様へ計画概要を説明し、協力依頼が行われ、その後、平成 31 年 2 月 21 日には寸庭地区の住民を対象に、多摩川南岸道路と寸庭地区を結ぶ仮称、寸庭連絡路の説明会が開催され、町が管理する町道との接続ルートについて説明がなされております。

丹三郎工区につきましては、トンネル 1 か所と橋梁 3 か所を整備することとなりますが、現在、用地測量が完了し、道路の区域を決定する手続中であります。その後、関係する地権者を対象とした用地説明会を開催した後、用地取得へ移行すると聞いております。しかし、用地取得には地権者のご理解が必要となりますので、一定の時間を要するものと考えております。

この用地取得が順調に進捗し、建設用地が確保されれば、本格的に工事着手の運びとなり、まずは丹三郎工区のトンネル掘削工事がはじめられ、引き続き 3 か所の橋梁整備工事が実施されることとなりますが、既に供用が開始されております登計工区や城山工区の整備に要した期間を鑑みますと、丹三郎工区の整備につきましても、着工から概ね 6 年から 7 年の工期を要するものと考えております。

また、議員のご質問にございます棚沢地内の将門信号から小丹波地内の古里駅前交差点の区間におきまして、観光ハイシーズンやスポーツ大会開催などによる影響で、しばしば交通渋滞が発生していることにつきましては、私自身も時折この渋滞に遭遇して状況は把握しているところでございます。

この区間につきましては、現在、直近の迂回ルートが存在せず、議員が申されますとおり、渋滞を回避するためには、奥多摩周遊道路を利用した迂回となり、経済的損失及び時間的損失が非常に大きく、住民皆様や観光来遊者皆様に多大なご負担をおかけしており、まさに丹三郎工区の開通が渋滞解消のキーであると考えております。

今後、多摩川南岸道路が全線開通した暁には、地域防災力の向上や移動時間の短縮が図れるとともに、この「命の道」の整備により災害時の孤立化防止、或いは過疎化や高齢化が進む町の安全・安心なまちづくりに大きく寄与するものと考えております。

町では、多摩川南岸道路の早期完成を目指し、東京都町村会並びに東京都町村議会議長会合同で毎年、都知事、各局幹部及び都議会に対し、東京都予算編成に対する要望により、実行運動を実施するとともに、西多摩建設事務所・奥多摩町建設行政連絡会におきましても継続して早期全面開通の要望を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 原島幸次議員、再質問ありますか。どうぞ。

○12 番（原島 幸次君） ご答弁大変ありがとうございました。将門から古里までの区間が開通すれば、非常にいろいろな面で便利になりますし、緊急自動車のほうも行けると思っています。

数年前に古里の文化会館の手前の左上で火災が発生いたしました。消防車が相当来ておりました、にっちもさっちもいなくて4時間以上動けなくなり、非常に経済活動、或いはいろいろな面で不便を感じた次第でございます。

しかしながら、古里付のところから寸庭を通過して丹三郎へ抜ける山道があります。林道があるんです。林道というか、町道というか、あるんですが、道路が狭くて行き違いができなかったんですね。だから、両方から入っちゃっているもんですから、途中で身動きが取れなくなって、そこからもう4時間か5時間抜けるのにかかったと。緊急の場合は、できれば警察のほうに言って、町のほうから言っていただいて、入り口と出口、寸庭から向こうの丹三郎のところは無線を持って立っていただいて、交互通行にしていただければ、いま少しスムーズに行くかな、或いはまた、緊急自動車も通れるのかなと思いますので、その辺をご検討いただければ大変ありがたい。その件の質問です。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 12 番、原島議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

やはり火災等の災害の際には、寸庭の部分につきましても道路が狭いということで、その辺は十分認識してございます。

こちらにつきましても今後警察、消防を含めて入り口出口の部分につきましても会議等を含めて協議をしてまいりたいと考えておりますので、協議の中でお話をさせていただいて進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 原島幸次議員、いかがですか。

○12 番（原島 幸次君） 大変ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、12 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開といたします。

午後 0 時 00 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4 番、小山辰美議員。

〔4 番 小山 辰美君 登壇〕

○4 番（小山 辰美君） 4 番、小山です。

それでは、私から 1 点質問させていただきます。子どもたちの体力についてです。

全国体力テスト（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）の令和 4 年の調査では、東京都の小学 5 年生男子が 19 位、女子が 25 位、いずれも全国平均をわずかに超えました。中学 2 年生では、男子 41 位、女子 40 位、共に全国平均を下回ったことがスポーツ庁の集計で分かりました。

令和 2 年第 3 回定例会一般質問で同様の質問をしましたが、教育長の答弁では、授業以外の運動時間の減少、スマートフォン等の使用の増加、朝食を食べない児童の増加、家庭での車利用の増加などが挙げられました。対策として、学校における生活指導や体育授業、部活動、スポーツイベントを通じて生活習慣の改善と体力向上に努めるとともに、家庭に向け、運動や遊びのメニューを作成し、配布する取組を行っている。そして、今後も研究、実践していくと答弁がございました。

東京都奥多摩町も含む令和 4 年の全国体力テストの結果が向上しておりません。子ども



の頃の体力は大人になるための重要な体づくりだと思います。現在どのような取組を行っているのか、また、今後の取組を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4番、小山辰美議員の一般質問、子どもたちの体力についてにつきましては、教育委員会所管となりますので、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（高橋 邦男君） ここで中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 4番、小山辰美議員の一般質問、子どもたちの体力について（Ⅱ）にお答えいたします。

はじめに、全国体力テスト（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）の目的は、1、国が全国的な子どもたちの体力の状況を把握、分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。2、各教育委員会が自らの子どもたちの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。3、各学校が各児童・生徒の体力や運動習慣、生活習慣等を把握し、学校における体育、健康等に関する指導など、改善に役立てる、と規定されております。

調査の対象は、国公私立の小学5年生及び中学2年生を対象とした悉皆調査、いわゆる全ての子どもを調べ上げ、共通項目として、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げのほか、小学生は20mシャトルラン、中学生は持久走を追加した体力合計得点により評価いたします。

令和4年度の調査ですが、全国的に体力合計得点は、令和元年度調査から連続して小・中学校の男女ともに低下しているとスポーツ庁が報告しています。

その主な要因は、1、1週間の総運動時間が420分以上の児童・生徒の割合は増加しているものの、以前の水準には至ってないこと。2、肥満である生徒・児童が増加したこと。3、朝食の欠食、睡眠不足、平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機などによる映像の視聴時間、スクリーンタイムの増加などの生活習慣の変化のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、マスク着用中の激しい運動の自粛なども考えられると言わ

れています。

なお、全国調査は、小学5年生と中学2年生ですが、東京都の調査では全学年行っておりますので、東京都と奥多摩を比較したところ、小学生男子の体力合計点は、1年、2年、4年、5年生が東京都平均を上回り、3年、6年生が東京都平均を下回りました。小学生女子は、1年、3年、4年生が東京都平均を上回り、2年、5年、6年生が東京都平均を下回りました。傾向としては、小学生男子、女子共に握力、上体起こし、長座体前屈が平均を下回りました。

中学生は、持久走を測定しておりませんでしたので、全体の比較はできませんが、個別として男子が長座体前屈、女子は上体起こし、50m走が平均を下回りましたが、その他は東京都平均を上回っております。

ご質問の現在はどのような取組を行っているのか、また、今後の取組を伺いますにお答えします。

はじめに、小学生の取組ですが、古里小学校では、ロング遊びや体育朝会として4月に行進指導、5月に古里ピック、体力向上旬間のためのオリエンテーション、10月には体力向上旬間、短縄オリエンテーション、1月には持久走旬間のオリエンテーションを行っており、5月の体力向上旬間では、6月の体力テストに向けて学校の実態に合わせた運動遊びを3つほど取上げており、中休みに全校で紅白玉投げ、これは投力です。トラック増やし鬼、持久力。綱引き、これは握力を実施しました。

10月の縄跳び旬間は、体力向上月間の取組として、全校で短縄に取り組みました。1月の持久走旬間は、内外2種類のコースを設定し、1年、2年生とそれ以上で分かれて取り組み、期間中は中休みに毎日実施しました。その他の取組として、長縄チャレンジを年間通じて、学年ごとに8の字飛び、1年生は大波小波でも可とし、3分間跳べた回数を記録していく取組を行いました。

このような取組が評価され、令和3年度には、子どもの体力向上推進優秀校として、東京都教育委員会から表彰されております。

氷川小学校は、体力向上1学級1取組として、学級ごとに休み時間等に取組を設定いたしました。今年度は、全学級が長縄跳び、8の字跳びを行いました。また、保健体育委員会主催の体育集会、これは学期に1回です。長縄跳びの記録会を行いました。その他に、全校ロング遊び、鬼ごっこやドッジボールなどの外遊び、放課後校庭開放事業の積極的利用の呼びかけを行いました。

奥多摩中学校は、体幹トレーニング、筋力トレーニングとしてプランク、腕立て伏せ、

スクワット、リズムスクワットを毎回体育の授業で行いました。ランニング（毎回の体育の授業）トレーニングとして、単元や授業内容に応じて長距離走、時間走、インターバル走などを実施、ストレッチトレーニング（体育の授業）として単元や種目の特性に応じて、特に腰回りや下半身のストレッチを実施しました。また、体育大会に向けた生徒の自主的な取組として、ダンス、ブロックごとの集団創作活動を行いました。

その他に、スポーツ推進委員などが行う放課後スポーツ教室では、ボッチャ、ディスクゲッター、体育協会などが支援する野球、剣道、卓球、バレーボール、バドミントン、サッカー、カヌー、スキーなどのジュニアスポーツ事業を推進いたしました。

今後の取組としては、体力向上させるためには、体育などの授業が楽しく受けられなければなりません。体育の授業が楽しくなるために、まず、授業の工夫、友達との交流機会の増加や個々の発達段階、発達ペースに見合った学習活動を取り入れることが有効であり、これらを通してより多くの達成感や、それに伴う楽しさを感じる経験を積み重ねることが重要であります。

今後、運動が好きという意識を育み、更に運動実施を通じた健康増進はもちろん、多くの友人の獲得や社会的な成長など、その後の人生において役立つ様々な事柄の獲得に期待できることを児童・生徒が理解し、学習していくことは、生涯にわたり主体的に運動やスポーツに取り組む姿勢を持つことに繋がるため、児童・生徒が運動やスポーツを楽しめる環境づくりなど、豊かなスポーツライフに繋がる活動、取組を今後も継続的に支援するために、引き続き学校での体力向上の取組を行うとともに、スポーツ推進委員や体育協会など関係機関と連携して、放課後スポーツ教室やジュニア育成事業等を推進し、体力向上に努めてまいりますので、議員の皆様のご支援をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 小山辰美議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（小山 辰美君） 今、大変すてきな声ですばらしいご答弁ありがとうございます。

今、詳しくいろいろな答弁していただいたんで、ほとんど再質問はないんですけども、1点だけ、3年間、運動会、体育祭、縮小されてきたんですけども、令和5年度、予定としてはどんなことを考えているか、その1点だけ伺いたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 4番、小山議員の再質問にお答えいたします。

令和5年度の体育大会等につきましては、予定どおり実施していく方向で、各学校進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 小山辰美議員、よろしいですか。

○4番（小山 辰美君） ありがとうございます。

○議長（高橋 邦男君） ここで一般質問席及び中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、8番、小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

それでは、私のほうから施政方針についてお伺いします。

本年3月3日に発表された施政方針の中から次の項目についてお伺いしたいと思います。

1、放課後居場所づくり事業とはということで、放課後子ども教室等ありますが、これとの関連とか内容が分かりましたら教えてください。

2番として、観光産業課へ自然公園施設担当課長を配置するとありますが、目的と内容等、分かりましたらお願いします。

3、町営住宅について、①として町営住宅の入居状況をお知らせください。②として今年度の住宅建設予定を教えてください。③として移住等の問合せや移住希望の状況を教えてください。④近隣自治体の令和5年度の予算を見ますと、移住、定住対策や子育て支援予算を計上しております。これらに対抗すべく、奥多摩の町営住宅移住計画等の計画を見直す必要があると思いますが、どう考えるでしょうか。

それから、4として町内における新型コロナウイルス感染は減少傾向にありますが、詳しく申し上げますと、令和4年9月末から本年2月までの感染者数は107名と公表されております。実に高齢者の割合が97%を占めております。この中には亡くなられた方もいると聞きますが、高齢者の感染予防対策を見直す必要があるように考えます。

また、亡くなられた方の事後処理費用が高額であるというふうな話も聞いておりますので、これに対する補助はできないものでしょうか。

5として、令和3年6月より「可燃ごみ10%減量化大作戦」と銘打って廃棄物の削減に取り組んできたんですが、その成果はどんなものでしょうか。

最後になります。なお、依然として高い水準を維持している町税の徴収については、担当者皆さんの努力に感謝するとともに、引き続き高水準を維持していただきたく願います。

以上で、質問を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8番、小峰陽一議員の一般質問、施政方針についてお答えいたします。

1点目の放課後居場所づくり事業についてですが、放課後居場所づくり事業は、国が新・放課後子ども総合プランにおいて推進する学童クラブ事業と放課後子ども教室との連携について、国及び東京都の補助事業を活用し、当町における学童保育と児童の多様な体験や学びの機会を民間に委託することで一体的に実施し、児童の放課後居場所づくりにおける体制の充実を図ることを目的とする新たな事業であります。

令和6年の4月からの本格実施に向け、来年度はその準備を行い、年度末に移行期間を設けることを予定しております。

具体的な内容につきましては、3番、相田議員から同じく施政方針についての一般質問において、放課後居場所づくり事業の具体的な取組はどの質問を受けており、その際にご答弁いたしたく、ご理解をお願い申し上げます。

次に、小峰議員からの放課後子ども教室委託事業との関連性はあるのかについてお答えをいたします。

新たな放課後居場所づくり事業は、放課後子ども教室委託事業と関連があることから、学童保育会の所管課である福祉保健課並びに放課後子ども教室の所管課である教育課において来年度具体化してまいります。現時点の案として、令和5年度は、既存の放課後子ども教室は従来のとおり実施し、令和5年度末から既存の放課後子ども教室に追加する形で再構築をするものです。令和6年度からは、新たな体験や学びの機会への児童の参加は、学童保育会への入会は必須条件とせず、体験や学びの機会のプログラムごとに希望する児童が参加できるものとし、それらのプログラムの実施場所は、各小学校の校庭、体育館及び空き教室の活用を予定しております。

次に、2点目の観光産業課へ自然公園施設担当課長を配置するとあるが、具体的な目的は何かについてですが、山のふるさと村及び都民の森は、東京都から指定管理者として指定を受け、町で特別会計を設置し、当該施設の管理運営を行っておりますが、コロナ禍による使用料収入の減や、最近では電気料金の高騰等の影響により、施設運営が厳しい状況が続いており、都委託金以外に町一般会計から特別会計への繰り出しを行っている状況にあります。

こういった中、令和4年第3回町議会定例会第1日の決算審査総括意見におきまして、松永代表監査委員から、両施設とも新型コロナウイルスの影響により低稼働の状態が続い

てしまっていること、町は、都の施設を管理運営するということで慎重になっていることは理解できるが、3密回避を実現できるアウトドアの強みであることを念頭に置いて、積極的な運営をとの発言がございました。

また、いわゆるウイズコロナ時代に突入するまでの間は、町発展のため、町の魅力を更にアピールできるような取組の実施やアイデアの模索をとといった発言もございました。

一方で、観光産業課では、森林環境譲与税等の積極的な活用といった課題にも直面している状況にあります。

こういった諸課題の状況を鑑み、今後、それぞれの業務の推進を図るため、並びに山のふるさと村及び都民の森の両施設の積極的かつ一体的な運営を行っていくため、新たに自然公園施設担当課長を配置いたしました。

次に、3点目の町営住宅についてですが、①町営住宅の入居状況はにつきましては、令和5年3月6日現在の町営若者住宅の入居状況は、58戸のうち54戸が入居中、4戸が空き室で、現在募集中でございます。一般向けの町営住宅は26戸あり、全て入居中で、公営住宅については44戸のうち36戸が入居中となっております。

次に、②今年度の住宅建設予定はにつきましては、令和5年度の住宅建設は、子育て応援住宅として、小丹波南ノ原に1戸、中古物件を活用した町営若者住宅として、梅沢西平に1戸の合計2戸を予定しております。

次に、③移住等の問合せや移住希望の状況はにつきましては、令和4年度の間合せ件数は、令和5年2月28日現在で1,291件となっております。また、移住希望の状況では、奥多摩暮らししたい人登録バンク登録者は、令和4年度中に60世帯、163人が増え、累計で523世帯、1,610人となっております。

次に、④近隣自治体の令和5年度予算を見ると、移住、定住化対策や子育て支援予算を計上している。これらに対抗する政策が必要と思うがにつきましては、町では、従来から移住、定住対策や子育て支援関係予算については幅広く予算計上しており、ソフト面では、代表的なものとして、民生費では少子化対策事業費として15項目にわたる子ども・子育て支援推進事業、教育費では、遠距離通学費補助金、住宅費では、移住・定住応援補助金などを計上しております。ハード面では、子育て応援住宅建設事業費などを計上し、ソフト面とハード面のバランスを取りつつ、地域コミュニティの現状を把握しながら事業を推進してまいります。

次に、4点目の新型コロナウイルス感染症について、高齢者の感染予防対策を見直し、対応することが必要と考えるについてお答えいたします。

議員からご説明のありました令和4年9月末からの感染者数104名は、町新型コロナウイルス感染症対策本部が町ホームページにおいて公表している週報における2月23日現在の数値で、これは昨年9月に国が全数把握を見直し、65歳以上の高齢者や重症化リスクのある方等の4類型の集計値であり、その年代別感染状況において60代以上の方が101名で、97%を占めるものであります。

また、同じく週報で公表しております療養状況は、4類型のほか、発熱外来や自主検査で陽性が判明し、重症化リスクはないものの、自宅療養への支援を希望され、東京都陽性者登録センターに登録された方も含まれ、その累計は、発熱外来68名、自主検査38名で、4類型104名と合計いたしますと、累計は210名となります。この療養状況は、公表時点とその前週の状況のみで、週ごとの感染状況は記載しておりませんが、累計210名に対する60代以上の方101名が占める割合は約48%となります。

更に101名のうち、町内の高齢者施設において罹患された方は34名であり、町といたしましては、引き続き町内の高齢者施設における感染予防、感染拡大防止を図るとともに、地域の高齢者の方への対応として、国による来週からのマスク着用見直しを控える中、福祉保健課の関連事業においては、関係する当該事業の従事者である職員等は引き続きマスク着用を基本とするなど、感染予防対策を講じることとしており、具体的には、7番、澤本幹男議員の一般質問に対してご答弁を申し上げましたが、引き続き感染対策を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、亡くなられた方への事後処理費用が高額であると聞く、補助することはできないかについてお答えいたします。

国民生活センターの報告によれば、葬祭業者から感染対策として、通常の葬儀費用に加え、衛生管理費を請求された、3密回避のため、小ホールではなく、大ホールでの葬儀を勧められたなど、高額な葬儀費用に関する相談が寄せられていると承知しております。

一方、厚生労働省は、本年1月6日に新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いにある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインを見直しており、納体袋を不要とし、ご遺族の意向を踏まえ、適切な感染対策を講じて通夜、葬儀を執り行うこと、また、感染症により亡くなられたご遺体とそれ以外のご遺体で火葬時間帯を分ける必要もなく、ご遺族の動線分離も必要ない等の方針を示しております。

更に国は、感染法上の分類を5月8日月曜日に5類へ移行するとの方針を示しており、葬儀等がコロナ禍以前の形態に戻りつつある状況を踏まえ、現時点において事後処理費用を補助することは難しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、5点目の令和3年6月より「可燃ごみ 10%減量化大作戦」と銘打って廃棄の削減に取り組んできたが、その成果はどうかであります。令和3年第1回町議会定例会におきまして、現在議長であります高橋議員から、ごみ減量（特に可燃ごみ）についての一般質問をいただき、6月の1か月間に期間を限定し、可燃ごみ 10%減量月間を設けてみるなど、貴重なご提案をいただきました。

町では、高橋議員からのご提案を参考とさせていただき、令和3年の広報おくたま5月号に、レッツ・トライ「可燃ごみ 10%減量化大作戦」の実施を掲載し、住民皆様にごみの発生量や処理、処分状況、西秋川衛生組合構成市町村との比較など、ごみ処理の状況について数値でお知らせするとともに、減量化への取組方法の参考例などをご紹介します。1年間にわたり、ごみ量 10%削減のトライ目標達成への協力をお願いさせていただきました。

1年間の取組成果は、1人当たりの目標値であります1日1人当たりの排出量 638.4g をクリアできたのは、令和4年2月の1度だけでありましたが、令和3年度の総ごみ排出量は 1,783 t で、近年ではじめて 1,700 t 台を達成し、前年度比マイナス 71 t と大幅な減少となりました。このうち可燃ごみは 24 t の減少で、1年間を通して住民皆様にご協力をいただいた成果の現れであると感じております。

町では、今後も可燃ごみの減量について、引き続き住民皆様に呼びかけてまいります。可燃ごみの減量化に向けた取組の1つとして、生ごみ処理容器等購入補助金の紹介、PR を充実させ、多くの住民皆様にこの補助制度をご活用いただき、電気式の生ごみ処理機やコンポスターを使い、自宅で生ごみの処理を行うというエコロジーな取組についてご理解いただけるよう情報発信に努めてまいります。

また、令和4年第1回町議会定例会におきまして、小峰議員から、ごみを減らす 10 アクションの成果について一般質問をいただき、私からは、成果の検証という点では、PR 効果を数値化や目に見える形でお示しすることはなかなか難しいと考えますが、繰り返しごみを減らす 10 アクションをPRすることで、住民皆様の更なる意識の向上に努め、ごみの減量化に繋げてまいりますとお答えさせていただきました。

いずれにいたしましても、引き続き住民皆様にごみの発生量や処理、処分の状況について数値やグラフ、或いは図柄を用いてお知らせするごみ見える化を進めるとともに、住民皆様への情報発信の内容、方法について知恵と工夫を凝らし、ごみの減量化への取組、或いは意識の醸成について更なる働きかけ、普及啓発に努めてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8番（小峰 陽一君） 何点か確認をさせていただきます。



2の観光産業課へ自然公園施設担当課長を置くというのは、観光産業課の中に課を設けるという意味ではないですよ。そういうふうにとれちゃうんですけど。担当した課ができるということですよ。独立した課ができるということでもいいですよ。

それから、3番の町営住宅、最近の広報にも募集が出ていましたけど、やはり空きが多いように感じるんですけど、そこら辺を新しいものばかり造ってということではなくて、活用するということを考えながら、新しい予算を、例えばの話ですけど、出生率を上げる方向に使うとか、そういう工夫ができないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

それから、ごみの件ですけど、先程の町長の答弁で、やっぱり成果が上がっているなら上がっていると言ってくれないと、何にも効果が上がっていないのかなということになるわけですよ。この2年間、いろんな情報を入れていただいて、毎回毎回それ読んで見えていますけど、成果が上がったという報告をいただくと、すごくまたやる気になると思うんで、そこら辺は先程いろんな形で成果を公表するというお話もありましたけど、ぜひそんなことでお願いしたいと思います。

それから、高齢者の感染の関係ですけど、公表された範囲内しか我々は分かりませんが、今、公表された範囲内ですと、高齢者の死亡率が高い。そこら辺はちょっと見直して、やはり感染率を下げるということを考えていかないと、高齢者が亡くなれば、当然人口も減るし、いろいろな面で悪影響になると思うんで、ぜひそこら辺も一度見直して、ぜひ対策を立てていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、小峰議員さんからの再質問にお答えいたします。4点再質問いただきました。私のほうから1点目の部分をお答えさせていただきます。

自然公園施設担当課長のポストに関してということでございます。こちらのほう若干分かりにくい部分があったかと思えます。申し訳ございませんけども、こちらの課長につきましては担当課長ということで、観光産業課の中に担当課長を置くという形になりますので、課としては1つなんですけど、課に管理職が2人できるということです。以前、総務課のほうにも危機管理担当主幹という形でもございましたけれども、そちらのケースの場合も同様に管理職が2人いたということもございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 小峰議員の2点目の再質問にお答えいたします。

最近空家が多くなっているのではないかとという中で、例として出生率を上げるような部

分にハード面からソフト面にしたらどうかというようなお話もいただきました。

現在、令和6年度まで第5期長期総合計画に基づいて、今まさに事業を進めているところでございますけれども、今後は第6期と移っていく中で、今いただいた意見なども含め、どのようにやっていくのがいいのかということは、今後検討し、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） それでは、私から3点目の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

ごみの減量の関係でございます。議員さん言われるとおり、町のほうからは住民皆さんにごみの減量化に資するいろんな方策等々は細かくご紹介をさせていただいているところなんです、議員さんおっしゃられるとおり、その成果はどうだったんだというところ、立ち止まって振り返ってみますと、なかなか住民皆さんに細かくお伝えし切れていない部分もあるなというふうに改めて感じております。

今後、そういった部分につきましてはまた工夫をしまして、住民皆様に数字なり何なり目に見える形でご報告をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 8番、小峰議員の4点目の再質問についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に関わる高齢者の方の感染率を下げる、そうしたことで死亡例についても含め、引き続きの対応ということでございますけれども、町長の答弁にもございますが、更に7番、澤本議員の一般質問にも町長からお答えさせていただいておりますけれども、町といたしまして、国は来週からマスクの緩和であり、更には5月から5類に移行というような形で、緩和傾向というな形、報道等もなされているところではございますけれども、町といたしましては、特に福祉保健課の事業、高齢者の方が参加する事業が多うございますので、そこに接する職員、従事する側については基本マスク着用という形を来週以降も継続するものでございます。

利用される方についても、換気等の対策等は取るんですけれども、マスクの着用のほうについてはご理解をいただくというような形で、5類移行までは継続をしましてまいるところでございます。

一方で、5類移行後も国、もしくは東京都は、自主的な取組の中でということで、繰り返しになりますけれども、感染症でございますので、基本的な対策としましては、マスクの着用、消毒の徹底、3密の回避、換気の徹底というようなところになろうかと思いますが、その点についても引き続き町として周知広報させていただくとともに、特に、重症化リスクのあるご高齢の方と接する機会がある方については、特に近距離での会話等の場合は、マスクの着用については引き続き呼びかけてまいります。

更にはワクチン接種については、発症予防効果はそれほど効果はなかなか厳しいというようなところでございますが、万一の感染の際も重症化予防のリスクの軽減は図れるものとなっておりますので、来年度も国はワクチン接種、高齢者の方、もしくは重症化リスクのある方は夏前、冬前、年2回の接種を努力義務という形で進めるということでございますので、町といたしましては、町内医療機関、個別機会でも接種を進めるとともに、送迎等の足がないとなかなか接種ができない高齢者の方もいらっしゃいますので、土日に集団接種について再開をして、ワクチン接種、希望される方が安心して安全に接種ができるように町職員においても体制を取りながら接種を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 小峰陽一議員、いかがですか。どうぞ。

○8番（小峰 陽一君） 先程の観光産業課の中に課長職が増えるよという理解でいいということですね。そうすると、ちょっと話がずれちゃうかもしれないんですけど、環境整備課へ環境担当主幹を置くとありますよね。どう違うんですか。

それともう一点、先程の山のふるさと村と都民の森2つを一体的に管理するというのはどういうことでしょうかね。私の感じたことを言わせてもらおうと、独自性がなくなるのかなという気がしないでもないんです。ここは両方の施設が独自性を持ってやらないと、共倒れになるんじゃないかなという気がするんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、小峰議員さんからの再々質問にお答え申し上げます。

自然公園施設担当課長ともう一点の環境整備課のほう、環境担当主幹の部分とどう違うのかというようなお話でございます。これは東京都のケースを参考にさせていただいてるんですけども、自然公園施設担当課長につきましては2つの係を見ていただくということで、主幹というと、その一つの業務のみというか、専門的な部分があるんですけども、

それよりも広いという意味で担当課長という名前をつけさせていただきました。東京都の組織なんか見ましても、課は1つなんですけど、その中に専門に近いような調整担当課長というのたくさんいらっしゃるんですね。そういう場合を採用して、なおかつ何で環境整備課の環境担当主幹と違うのかというところは、その係を今回の場合ですと1つか、それとももうちょっと広範囲に見てもらおうのかというところで、そういう区別というか、区分けをさせていただいたという状況でございます。ご理解をお願いいたします。

それからもう一点、都民の森と山のふるさと村の2つのところを見るのに、1人の担当課長が見ると独自性が失われるのではないかとというようなご質問をいただきましたけども、今まで観光産業課が1人の課長で、観光商工から農林水産、森林保全活用といったところまで、森林再生の部分まで、それと山のふるさと村と都民の森を全部見ていたというところもありますので、そこを2人の担当課長によって、より細かく、もうちょっと内容を見られるようになるのではないかとということで、逆に私どもの考えとしては、より深くそれぞれの特色を引き出させていただいて、東京都とのいろいろな折衝的なところもありますので、そういうのもより専門的に担っていただきたいというような意味合いも含めましてやっていきたいということです。

それから、補足でございますけれども、この自然公園施設担当課長のポストを新設して、いわゆる勤務場所、こちらについては、山のふるさと村の施設のほうにデスクを持って行って、そこで山のふるさと村係と都民の森係の両方を統括管理していただくというような考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 小峰陽一議員、よろしいですか。

○8番（小峰 陽一君） ありがとうございます。観光産業課については、そういうことだというのが分かっていませんでしたので、分かりました。

ということで、いろいろ努力されているというのは感じますんで、ぜひともこれからも町のために一生懸命我々やりますんで、協力をしていきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

○町長（師岡 伸公君） ごみの件では示唆あるご意見いただき、やはり成果は成果でしっかりとということも我々心に銘じて、これからもアピールをしていく部分はアピールしていかなきゃいけないというふうに思ひます。

私も生ごみについては、昔は土に返していたんですが、あるとき高橋議長からこういう

のがあるんだよというふうに、電気の処理機を紹介されて、それから、今ずっと私それでやっている、私というか、奥さんがやっているのかな、やっておりますけれども、非常にコンパクトに生ごみが小さくなります。

ここでいろんな行事が出て、私も町民皆様と話す機会が多いんですが、生ごみ処理機のことを申し上げると、なかなかやっぱり知らない人が多いというのが実情であります。私どものアピール不足もあると思いますけれども、こんな形ですと一連の流れを説明しますと、それはいいわねと、こういうふうにおっしゃってくださるんですね。ただ、安いもんじゃありませんから、誰でもという、なかなかすぐにはいきませんが、町の補助のところも説明してご理解をいただいで進めてまいりたいというふうに思っています。

それともう一つ、今週、木村奨学会さんの作文コンクールの表彰式ありますが、去年は「水」、今年は「ごみ」ということで、児童・生徒の作文、私、原稿読ませていただきましたけども、誠に現状をしっかりと捉えて、今後の対策なり、私はこう思うという意見もしっかりと述べられていましたね。すばらしい作品がいっぱい載っていました。ですから、児童・生徒、子どもを通じて、学校教育現場を通じてでも、やはり親御さんにもいろんなこれからのごみ処理に対しての意識啓発を深めていくためには、あの作文集を少しいろんなところに見ていただくように我々も努力をしなくちゃいけないかなというふうに思っています。

実は、去年の「水」の作文集を水道局長さん、古谷局長さんにお渡ししましたら、それを局内で回覧して読んだと。非常に我々も仕事をやっていてうれしいというご発言をいただきました。今年は環境局長にぜひ持っていかなきゃいけないかなと今思っております。

ごみについてはもっとしっかりとやりますので、どうぞご理解をよろしく願います。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、8番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時5分から再開いたします。

午後1時51分休憩

午後2時05分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、相田恵美子議員。

〔3番 相田恵美子君 登壇〕

○3番（相田恵美子君） 3番、相田でございます。

私からは、2件ご質問させていただきます。

今議会初日にいただきました師岡町長の施政方針について、1件目お伺いいたします。先程8番、小峰議員と重複する部分も幾つかございますが、よろしくお伺いいたします。

9年目を迎えます第5期奥多摩町長期総合計画の大綱に沿ってご質問させていただきます。

第1章みんなで支えるホットなまちづくり、誰もが元気で健康に暮らせる地域づくりは、町内の小・中学校、児童・生徒の放課後を含めた学校生活の充実と発展に資するため、放課後居場所づくりを実施されるとのことですが、奥多摩の地域性を考えると、画期的な事業だと思います。具体的なお取組を教えてください。

第2章やさしさ、ふれあい、人と自然、誰もが住みたくくなるような心かようまちづくりでは、住民が主体となつてのまちづくり活動への支援を行ってきましたが、引き続き、住民がまちづくりへの参加ができるよう取組を行ってまいりますと述べられております。

新しい奥多摩をつくる会が主催するワークショップ、新庁舎から始まるまちづくり、それが住民主体で行われ、町内外から大勢の方々が参加し、町政への関心が高まっている昨今です。師岡町長の住民が主体となつたまちづくりとはどのようなイメージでしょうか。

第4章みんなの力がつながる観光・産業づくりでは、野村不動産ホールディングスが設立した森をつなぐ合同会社と連携し、持続可能な森林経営の実現に向けた新たな取組を進め、森林環境譲与税及び令和6年度から始まる森林環境税の積極的な活用を図るとのことですが、面積の94%が森林の奥多摩町としてどのような活用方法をお考えでしょうか。

第5章住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり、多様な行政需要への対応と各課の業務を最適化するため、役場組織の見直しを行い、観光産業課に自然公園施設担当課長、環境整備課に環境担当主幹が新しく配置されますが、新しく配置することで期待される効果をお聞かせください。

2件目です。成年後見制度の現状について。

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、不動産や預貯金などの管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議をすることが困難な場合があり、また、自らに不利益な契約であっても判断ができず、悪徳商法の被害に

遭うおそれがあります。このように判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度であります。

この制度は、法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度には、後見、保佐、補助の3つがあり、判断能力などの程度に応じて制度を利用できるようになっています。

高齢者が人口の半数を超える奥多摩町では、今後、更に成年後見制度の必要性が問われてきます。昨年には第2期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されましたが、町の現状について見解を伺います。

1、現在、町内に成年後見制度を利用されている方の人数と支援を受ける成年後見制度利用支援事業を利用される方の人数を教えてください。

2、この制度の住民への周知はどのようにされておりますか。

3、今後、利用促進のためにどのような取組をされますか。

以上2件であります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、相田恵美子議員の一般質問、施政方針についてお答えをいたします。

1点目の放課後居場所づくり事業の具体的な取組を教えてくださいについてですが、先程8番、小峰陽一議員の一般質問の答弁と重複する部分もございますが、ご容赦くださいますようお願いいたします。

放課後居場所づくり事業は、国が新・放課後子ども総合プランにおいて推進する学童クラブ事業と放課後子ども教室との連携について、国及び東京都の補助事業を活用し、当町における学童保育と児童の多様な体験や学びの機会を民間に委託することで一体的に実施し、児童の放課後居場所づくりにおける体制の充実を図ることを目的とする新たな事業であります。令和6年4月からの本格実施に向け、来年度はその準備を行い、年度末に移行期間を設けることを予定しております。

具体的な内容につきましては、学童保育会の所管課である福祉保健課並びに放課後子ども教室の所管課である教育課において来年度具体化してまいります。そのスケジュールといたしましては、本事業は、学童保育会の運営を含め、民間の事業者への委託を予定しており、その仕様書の骨子となる体験や学びの機会のプログラム、学童保育との一体的実施の方法等について、年度当初から福祉保健課と教育課の両課において検討を進め、来年度上半期までにはプログラムの内容を決定し、委託業者を決定したいと考えております。

そして、下半期以降、学童保育会を利用される児童、その保護者への説明会、また、新たな体験や学びの機会のプログラムに係る全ての児童、保護者への説明会を経て、委託業者との最終的な協議を踏まえ、遅くとも来年3月の1か月間、4月の本格実施に向けた移行期間として本事業を実施することを予定しております。

なお、学童保育と児童の多様な体験や学びの機会の一体的な実施に当たり、学童保育については、既存の学童保育会の運営形態をそのまま業者委託することを想定しており、町の会計年度任用職員である学童指導員についても継続雇用することを条件として業者選定するものであります。

一方、新たな体験や学びの機会については、既存のチャレンジ奥多摩や放課後英語教室と連携するとともに、一部は委託化も含め検討の上、新たなプログラムの実施に当たっては、委託業者から派遣されるスタッフによる対応を予定しております。

2点目の第2章やさしさ、ふれあい、人と自然、誰もが住みたくするような心かようまちづくりにおける町長の住民が主体となったまちづくりとはどのようなイメージでしょうかについてですが、議員からは、令和4年第4回町議会定例会で、住民参加のまちづくりについての一般質問をいただいております、その際に奥多摩町まちづくり委員会における、まちづくり推進事業への取組や、まちづくり委員をはじめとする各種委員としての参画についてご答弁を申し上げましたが、こういったことに住民が主体的に参加することが、まちづくりについて考えていただけるきっかけになるのではないかと考えております。

また、直近では庁舎建設委員会における住民委員としての参画やパブリック・コメントにも多くのご意見等をいただいております、住民の意思が町行政に反映されはじめているとの認識を持っております。

一方で、多くの住民は、そういった場所等に積極的に出ることを遠慮される傾向にあることも事実であります。町といたしましては、そういった方々がどういう考えを持っているのかを把握することや正しい理解が得られるようにするために必要な情報提供や伝達方法の工夫をすることなどについて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

このような取組を行うことで、広く、多くの住民の考えが町にも届くようになり、意思疎通が図られるようになれば、おのずと住民が主体となったまちづくりに繋がっていくのではないかと考えます。

3点目の第4章みんなの力がつながる観光・産業づくりについてですが、はじめに、町と包括連携協定を締結した野村不動産ホールディングスが設立した森をつなぐ合同会社との連携及び取組では、大塚山の北側に広がる130haの山林について、野村不動産ホールデ



イングス側と土地所有者である町とで30年の地上権設定契約を交わしました。

この山林は、つなぐ森と呼ばれていますが、東京都森林組合に森林経営計画の策定と森林管理を委託するとともに、東京森と市庭とも連携しながら、つなぐ森から切り出された木材を、まずは野村不動産グループ内で自ら利用する建築物に活用していただくこととしております。

また、町との連携に関しましては、持続可能な社会の実現に向けた自然豊かな奥多摩町の地域づくりを推進していくこととしており、木材サプライチェーンを構築することで、地産地消の循環する森づくりの実現に向けて取り組むことや、地元の産業、雇用の創出にも貢献していくこととしております。

次に、森林環境譲与税及び森林環境税の活用につきましては、森林所有者の意欲の低下、所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在などの課題に対応し、自発的な整備が見込めない森林の整備を進めるという本税の創設の趣旨を踏まえ、約2万1,000haを有する町の森林の整備を進めてまいる所存であり、現在、東京都及び多摩地域の森林を有する6市町村で設置した東京都森林経営管理制度協議会において具体的な作業について協議を進め、森林所有者への意向調査等を実施しております。

また、令和5年度には、森林環境譲与税を活用した都内連携事業として、森林を持たない特別区と森林を持つ多摩地域の市町村が連携し、持続可能な森林循環の確立に向けた広域的な取組を行う予定でもありますので、町といたしましても積極的にこの事業へ参画し、町の森林整備を促進してまいります。

4点目の第5章住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくりについてですが、観光産業課に配置いたします自然公園施設担当課長につきましては、先程8番、小峰陽一議員からの一般質問に対して答弁を申し上げましたので、ご理解をお願いいたします。

次に、環境整備課に配置いたします環境担当主幹についてですが、下水道事業特別会計につきましては国（総務省）の要請により、令和5年度末までに公営企業会計への移行を完了させることとされており、町におきましても下水道事業公営企業会計移行事業として、令和3年度から令和5年度までの継続費予算により、準備を進めているところであります。

また、多様化する環境面への対処につきましては、クリーンセンター業務係を環境係に統合することとし、西秋川衛生組合や秋川流域斎場組合の一部事務組合の対応や、令和6年4月からの公営企業会計の改修を見据え、環境担当主幹を中心とした環境係で、これらの業務を一元的に管理してまいります。

一方で、環境整備課では、庁舎建設整備事業との連携強化を図るため、土木建築係長については庁舎建設担当を兼務することとしており、今後、それぞれの業務の推進を図るため、新たに環境担当主幹を配置いたしました。

次に、成年後見制度の現状についてお答えいたします。

成年後見制度は、議員ご説明のとおり、判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度として、平成 12 年 4 月に介護や福祉サービスが行政による措置から利用者と事業者との間の契約に基づき提供される介護保険制度とともに、同時に施行された制度であります。

当町においては、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により設置した地域包括支援センターの専門職を中心として、高齢者の権利擁護に取り組み、高齢者をはじめ、知的障害者及び精神障害者が、その本人の有する能力により自らが希望する自立した日常生活を営むことができることを支援するため、同年 9 月には奥多摩町成年後見制度利用支援事業実施要綱を制定いたしました。

この成年後見制度利用支援事業は、親族等がない場合の町長申立てのほか、親族、または本人による申立てはできるものの、経済的な理由により、成年後見制度が利用できない場合における申立て費用や後見等の開始後に必要な成年後見人等に対する報酬等の費用を町が全額負担するものであります。

1 点目の現在、成年後見制度の利用をされている方の人数と成年後見制度利用支援事業を利用されている方の人数を教えてくださいについてですが、まず前者の成年後見制度の利用者数は、東京家庭裁判所の統計に基づき、東京都において集計した直近のデータが令和 3 年 12 月 31 日現在となりますが、町内の高齢者等の施設利用者を含めて 67 名で、また、後者の同制度利用支援事業の利用者数は、今年度は 1 名であります。

次に、2 点目の住民への周知はどのようにされていますかについてですが、地域包括支援センターパンフレットにおける成年後見制度の活用の周知をはじめ、相談の窓口となる地域包括支援センターについては、町ホームページに常時掲載するほか、町広報で定期的に記事を掲載するとともに、独自に地域包括支援センターだよりを年 2 回発行するなど、広く周知を図っております。

また、司法書士による相続・成年後見相談を定期的に行うとともに、今年度の家族介護者教室では、昨年 11 月に「楽しく学ぶ成年後見制度（自分らしい生き方と安心を支える制度）」と題して講演会を開催するなど、機会を捉え継続的に成年後見制度について周知を図っております。

次に、3 点目の今後、利用促進のためにどのように取り組まれますかについてですが、

町では、平成 25 年度以降、設置を模索しておりました成年後見制度推進機関について、来年度、町社会福祉協議会へ事業委託の上、設置するために必要な費用を令和 5 年度一般会計予算案に計上しております。

この成年後見制度推進機関は、東京都の補助制度である成年後見活用あんしん生活創造事業を財源として、専門職を配置するものであります。

また、国が昨年 4 月に策定した第 2 期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、町内における市民後見人の育成と地域ネットワークの構築を、この推進機関を中心に、町の高齢福祉・障害者福祉部署とも連携して推進をしております。

更に、町の成年後見制度利用促進事業に係る申立て費用や成年後見人等に対する報酬等の費用に対しても補助率 2 分の 1 の都事業の財源を利用できることから、推進機関の周知と合わせて町の利用促進事業についても、より具体的かつ積極的に広く周知を図り、真に成年後見制度が必要な方を支援してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 邦男君） 相田恵美子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3 番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。ありがとうございました。

放課後居場所事業は大切だと思っております。奥多摩町は、地域が点在し、民家も離れているので、学童に入っていないければ放課後お友達と遊べないという環境もありますので、私たちが子育てしているときは、親の送迎で、ほかの地域のお友達のうちに遊ばせてもらうというような状況もありましたので、この事業、大変期待しております。

1 つご質問なんですけど、学童に申請をしなくても、それが使えるというふうにさっきご答弁でいただいたんですけど、そのことと、あと民間委託というふうなことなんですけども、具体的に考えられているところはあるかというところですよ。

それから、住民が主体となったまちづくりの活動支援についてなんですけど、町長のまちづくりイメージというのは、例えばまちづくり委員会などをきっかけに、住民がまちづくりに参加するきっかけになるというふうにご答弁いただいたかと思うんですけども、それはちょっと私としては逆なのかなと思っております。

12 月の一般質問の際も申し上げましたけれども、今回、ワークショップが地元の方も、移住者の方も、関係人口の方々も関わって、みんなで奥多摩の未来を考えようというワークショップでした。そこに行政も関わっていただければ、もうパーフェクトという感じだったと思うんですけど、2 月 25 日に行われた第 3 回ワークショップには、実は、都内から大学生が 9 名も若者が参加されました。奥多摩町に興味があって、関わってきたいとい

う意欲の若者たちがSNS等を通じて参加されました。そのうちの3名は外国からの留学生でした。奥多摩で何か活動したいという意欲をととても感じたところです。

先程、5番、木村議員の質問にもございましたけれども、意欲のある人材を町の事業展開に活用することはできないかというふうなことでしたけれど、そういう感じで、気軽に参加できるようなワークショップ、今回のワークショップのようないところが必要なのかなと。本来は、その受皿は行政なのかもしれません。何となく違和感を感じるのは何でしょうか。

町長よくおっしゃいます関係人口という方々を増やしていくためには、やはり気軽に奥多摩に来ていただいて、奥多摩を感じていただいて、ここで活動したい、町で過ごしたい、町のために何かやりたいという方々をキャッチするというか、そういう形を取っていかなければ、なかなか活動が広がらないのではないかなというふうに思いました。

1つ質問です。例えばまちづくり委員会とかを通じてではなく、住民が直接的にまちづくりに関わろうとするとき、町は具体的にどういう支援をしていただけますか。何か間接的でないと、一般住民は関われないような、何かそういう答弁だったのではないかなというふうに感じましたので、そこら辺をお願いいたします。

2件目の成年後見制度についての再質問をさせていただきます。私自身も現在、知的に障害がある方の保佐人をしているわけですがけれども、知的障害のある方と高齢者の成年後見制度の利用の異なるところは、その期間が長期にわたるということです。報酬の面では、私の担当の方の親御さんは、ご本人が親亡き後、困らないようにとしっかりと考えてくださり、報酬面では全く心配がございません。現在は、専門職の先生と私の2人体制での保佐人を担当させていただいております。

令和5年度から社会福祉協議会の中に専門職が配置されて、推進事業が行われということなんですけど、その専門職の方がどういう専門職で、どういうスキルをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

以上、再質問させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、相田議員の再質問、私からは、1点目と3点目について福祉保健課所管でございますので、ご答弁申し上げます。

まず1点目、新たな放課後居場所づくり事業について、学童に申請しなくてもということですが、町長答弁のとおり、学童の申請は求めず、新たにプログラムする学びの場、体験の場については、参加できるもので予定しているところでございます。

民間委託を予定しておりますけれども、具体的なところは現時点全くございません。仕様書の検討も含めてこれからでございますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、3点目成年後見制度について再質問をいただきました。町では来年度、社会福祉協議会に委託をしまして、長年の懸案でございました成年後見の推進機関を立ち上げることを予定しているところでございます。そこに従事する専門職についてですが、町といたしましては、やはり喫緊の課題でもありますので、すぐにでも利用促進に繋がるような形でということで、経験のある社会福祉士の専門職、社会福祉の配置の下、事業実施を社会福祉協議会と連携して進めてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 相田議員から、まちづくりということで、以前からも私が申し上げていると思うんですけども、やっぱり答弁にもあったように、声なき声も拾うということが私たちの仕事であろうと思っておりますが、そこについては直接的にそういう方々に関わらないとなかなか出てこない。久しぶりに会って聞いたら、実はこうなんだよということも結構あるんですね。そういう意味では、そういう機会をつくるためには、やっぱり我々が出て行って、いろんな人の意見を聞かなきゃいけないということは十分承知しています。

そしてまた、町の機関として委員会ですとかそういうことになると、やっぱり限られた人になりますので。ただ、その限られた方にいろんな情報を町民の皆様が委ねていただいて、いろんな角度からバランスの取れた意見をいただくのも、やはりまちづくりの公平な考え方かなというふうに思っています。

それともう一つ、やはり新しい事業者さんの問題も先程出ましたし、それから学生さんが奥多摩に入って、この間も農大の生徒の発表があったり、先日も多摩大学の来年度に向けての構想もお話ししましたけども、そういう若い人たちが入っていただいて、その2年間、4年間だけじゃなくて、その先にどういう形でそういう方々が我々と関わっていただけるか。ということは、やっぱりそのときの関わった中身が本当に大事だと思うんですね。そこはしっかりと我々も心して、学生さんにつき合っていかなきゃいけないかなということです。

それから、やっぱり魚屋さんのない奥多摩町で、私もこの数年、悩んでおりました。ですが、各地から引き売りの皆さんが来てくれたり、少しでもひとり暮らしの高齢者の方とか、そういう地域に出前と言っていいのかな、昔のご用聞きみたいにやってくれる人も増

えてきました。そういう人たちの町に参加する気持ち、参画する気持ち、まちづくりを我々はもっともっと応援していかなくちゃいけないと思うんですね。

例えば、わさびブラザーズが駅前でお店を開きます。私も会えば、ワサビ丼ばかり食うわけにいかないんで、おいなりさんを買って帰ります。あのおいなりさん、うまいんですね。ですから、そのときに、例えばあそこにゴマが入っていたらどうなのよとか、ショウガが刻んであったらどうなのなんていう、そういう意見交換を我々はどんどんどんどんしていかなきゃいけないと思っているんですよ。そうやって若い起業家を育てて、なおかつそういう人たちがまちづくりに、いや実は、町長、私はこう思うんだという、必ずそこでは意見が出てくるんですよ。ただ単に「ご苦労さま」「ありがとうございます」では会話が進まないんです。やっぱりその商品を買って、その商品のおいしさを伝えたりして、そうすると、実はこうなんだということがいっぱい出てくるんですね。非公式ではありますが、そういう付き合いをしていくことも私のまちづくりの構想の一つなんです。

ただ、それが組織として全部やろうとすると、これ役場のお仕事で恐縮ですけども、やっぱり予算もうんとつけなきゃいけない。僅かであってもつけなきゃいけないということで、なかなかそういうづくりが難しい。

そんな中で、相田さんも参画しているワークショップ、本当に活発で、いろいろな議論をしていただいて、新庁舎をきっかけにして、新庁舎だけじゃなく、これからのまちづくりということで、これからも進めていただけると思うんですけども、そういうグループ・団体が1つでも出てきて、また違った角度でのまちづくりをしていただければもっとありがたいなというふうに思うんですね。そういう目をしっかりと我々は育てているなんて言うとおこがましいですけども、見守って一緒に歩いていかなくちゃいけないと思っています。

役場の人間が入ればパーフェクトとおっしゃったけど、入っちゃうと、そこで全て決まっちゃうのかというふうな誤解を与えてもいけないですし、もちろんプライベートとして、オブザーバーとして参加することはぜひすべきだと思いますし、私も時間があれば行きたいとは思っていますけれども、やっぱり最終的なまちづくり、いろんな物事を達成する最終目標がどこなのかということを考えながら私自身もやっておりますので、今ので十分な説明になっていませんけれども、ご理解をいただければありがたいというふうに思います。

○議長（高橋 邦男君） 相田恵美子議員、いかがですか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） 町長、ありがとうございます。今、町長は、声なき声を拾い上げる、そして、直接的にお聞きするという、あと公平的な考え方というふうにおつ

しゃいました。

先日、私、オンラインでの新庁舎の説明会はいかがですかということをご提案しましたが、そのときには人手不足ということで、取り合っていただけなかったというか、ただ、このコロナ禍で、この3年間でZoom会議とか、オンラインの研修、すごく普通になってきたんですね。先程町長おっしゃいましたけども、やっぱり声なき声を拾い上げるためには、そういう工夫も必要なのかなと思うんです。

今度、3月の17日に説明会がごございますけれども、そのときに、その場所に来て、その時間に来た人だけに説明するよというふうな感じになるのかなと思うんですね。ですから、例えば小河内あたりだったら生活館で何人か集まるとか、Wi-Fi環境のあるところで集まって、オンラインでその説明会に参加できるというような、そういうこともやっぱり公平的な考え方ではないかなというふうに今思いました。

住民側はこういう機運が、12月の議会のときも申し上げましたけど、自分たちでつくり上げようとしているのは、やはりこの町に住みたいから、住み続けたいからだと思うんですね。私自身も移住者です。だからこそ、この町に住むために一生懸命自分たちで、自分で何か町のために貢献したいという気持ちはとてもよく分かるんですね。だけど、それを何かちょっと町と対峙しているような感じに取られちゃっているのかなというのが正直な気持ちでもあります。

ある方がおっしゃっていました。町に何か物申していく人は変人と思われちゃうよと。私は30年間変人だったのかなと改めて思ったんですけども、そういう意識の住民の方がいらっしゃるということ、それはワークショップで言われました。だから、独りでは言えないと。こういう場に来ていろんな意見を言いたかったという方もいらっしゃいました。それだってやっぱり声なき声だと思うんですね。

ですから、私は本当に町長のお人柄とか、取組だとか、立派だなと思うところもあるんですけど、積極的にもっと町民の前に出て、町民に顔を見せていただきたいなと思っております。

ちょっと長くなりましたけど、これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、3番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

ここで一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、1番、伊藤英人議員。

〔1番 伊藤 英人君 登壇〕

○1 番（伊藤 英人君） 1 番、伊藤です。

医療的ケア児支援法について。

令和3年（2021年）9月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）が施行されました。医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けられるよう、国や地方公共団体、関係施設の責務を明らかにし、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を目指しております。

補足として、医療的ケア児とは、日常生活を送るのに人工呼吸器の使用や、たんの吸引、経管栄養の実施等といった医療行為が必要で、特にその行為が家族等により行われている18歳未満の者、就学・就園時に受入れ環境が整わず、家族の付添いが必要となる場合が多く、教育、成長の機会が不十分になるおそれがあるほか、家族の就労も困難となる傾向があります。

町が発行する2022年度版「奥多摩の福祉サービス（母子・子育て編）」27ページ、学童保育会の項に、「看護師等の資格を持った指導員はおりませんので、医療行為を必要とする児童は入所できません」との記述があるように、支援法制定後であっても、人的資源の不足により町内の教育・保育各施設での受入れは現実的には大変難しい状況であると考えられます。

以下、質問いたします。

1、町内の医療的ケア児の人数把握はできていますでしょうか。これまでの町内学校、保育所等での対応はいかがだったでしょうか。

2、受入れ側の人的資源の不足が予想されますが、この課題に対する今後の方針は。

3、医療的ケア児受入れの具体的対応策として看護師等の配置が考えられます。施設に看護師等が常駐していることは、保護者や施設側にとって大きな安心材料となるため、医療的ケア児の有無にかかわらず、各施設を巡回する看護師等を通年導入することはできないでしょうか。

保育園のおむつ持ち帰りについて。

厚生労働省は、各都道府県、市町村の保育主管課に対して、保育所等における使用済みおむつの処分について保育所等において処分を行うことを推奨すると令和5年1月23日、事務連絡にて通達しました。これには保護者と保育事業者の負担軽減を図る目的のほか、感染症対策の効果も望めます。

一方、おむつの用意について、おむつ1枚1枚に園児の名前を保護者が記名し、一日の必要量を保育所に預けるという方式が地域によっては一般的ではありますが、昨今では保護



者の作業や施設側の個人のおむつの管理業務の軽減のため、民間業者が施設におむつ等を納入し、使い放題とした上で処分も行う取組があります。通称としておむつサブスクと言われて全国で展開しております。また、子育て支援の一環として、その費用を自治体が助成するケースも多いと言われます。

以下、質問いたします。

1、町内保育所等での現在のおむつの用意、処分の形式は。

2、保育所等主体でのおむつ処分とした場合、処分に必要な費用やごみ収集方法について、町として支援する考えはありますでしょうか。また、民間業者によるおむつサブスクのような、おむつ等の用意、処分時の保護者と保育士の負担軽減策について、保育所等が導入を検討する場合、導入費用について町として助成する意向はありますでしょうか。

町有地取得に伴う J R 奥多摩駅ホーム直線化の提案。

奥多摩町役場庁舎建設整備事業に関連して設置された庁舎建設委員会答申にて J R 青梅線奥多摩駅東側の土地が庁舎建設候補地として選定されました。これを受けて町では令和 5 年度より用地取得をはじめとする庁舎建設整備事業を本格的にスタートさせることとなりますが、奥多摩駅に隣接する土地を町が取得することは大変重要なこととなります。庁舎建設のみならず、奥多摩町のまちづくりに資するものとなります。

建設委員会内でも委員から提案されておりますが、すなわち東日本旅客鉄道株式会社（J R 東日本）さんと奥多摩町とが連携して、J R 線路敷用地と取得予定の町有地とを活用することで、現行のプラットホームを直線形状に改修することが可能なのではないかと考えます。

昭和 19 年（1944 年）に開業した J R 奥多摩駅は、湾曲した旅客乗降用プラットホームを使用しているため、ホームと車両との間に大きな空隙が生じる箇所があり、乗降時に危険が伴う場合があります。また、この 3 月からのワンマン運転化も不安材料と言えます。

町民の高齢化による自動車運転免許の返上や観光客の増加といった今後の奥多摩駅利用者の増加要因がある一方で、高齢者や大きな荷物を持った登山、キャンプ客といった乗降客の安全性、利便性が現行のホームで確保できるとは言いがたいと感じます。

また、将来的に可能性のある町立小学校の統合が行われれば、小河内・氷川地区、古里地区のどちらかの児童の多くは奥多摩駅を利用することになり、ホームの安全確保はより重要なものとなるでしょう。開業以来のこの機会を逃せば半永久的にホームの湾曲を改善することはできません。

J R 東日本グループでは、グループ経営ビジョン変革 2027 として、究極の安全の追求や

地域社会の発展への貢献等を志向しており、町が積極的に働きかければＪＲ側は応える余地があります。

例えば国立市は、ＪＲ東日本と駅前市有地の土地交換契約を行い、国立駅周辺のまちづくりを進めております。2023年2月より建設工事に着手し、次のように事業を行います。

ＪＲは、国立市からの取得用地で商業施設と子育て世代をターゲットとする賃貸住宅を建設する。国立市は、その賃貸住宅1階部分を賃借し、子育て支援の公共施設を設置する。

国立市は、ＪＲからの取得用地で駅前広場整備事業を行う。

以下、質問いたします。

1、取得予定の町有地の活用によるＪＲ奥多摩駅ホーム改修について、また、現在のＪＲ奥多摩駅ホームの危険性が町の将来に与える影響とそれへの対応について町の考えは。

2、現在のＪＲ奥多摩駅ホームの危険性についてＪＲ東日本との協議はしていますでしょうか。奥多摩駅についてＪＲと町との連携の予定はいかがでしょうか。

3、新庁舎とＪＲ奥多摩駅の一体的な活用について、庁舎建設基本計画策定支援事業者として株式会社シェルターさんの見解はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1番、伊藤英人議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、医療的ケア児支援法についてお答えいたします。

1点目の町内の医療的ケア児の人数把握はできているか。これまでの町内学校、保育所等での対応はについてですが、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行された令和3年9月以降、町内の保育園、学童保育及び町立小・中学校において、これまで医療的ケア児への対応はありませんが、現在、保育園への入園を希望されるご家族からの相談を受けております。

次に、2点目の受入れ側の人的資源の不足が予想されるが、この課題に対する今後の方針は、並びに3点目の医療的ケア児受入れの具体的対応策として看護師等の配置が考えられる。施設に看護師等が常駐していることは、保護者や施設側にとって大きな安心材料となるため、医療的ケア児の有無にかかわらず、各施設を巡回する看護師等を通年導入することはできないかについては関連がありますので、合わせてお答えをいたします。

1点目でお答えいたしましたとおり、保育園への入園希望の相談を受け、現在、保育園の所管課である福祉保健課で検討を重ねる中、議員ご提言の看護師の常勤や巡回の通年導

入は、人材確保や費用負担の観点から実現は難しいと考えております。

当町における体制としては、医療的ケアの必要な際に、訪問看護事業所等の医療機関から看護師を派遣する体制を国、都の補助金を財源として整備することが実現可能ではないかと考えております。

議員ご説明のとおり、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第3条では、その基本理念として医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援、個々の医療的ケア児の状況に応じ切れ目なく行われる支援、医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策、居住地域にかかわらず、等しく適切な支援を受けられる施策を定めております。

そして、同法第5条において地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するとの規定を踏まえれば、町といたしましては、町内における医療的ケア児に対する支援に係る同法第9条及び第10条で規定する保育及び教育を行う体制の拡充について、早期にかつ具体的に検討を進めなければならない状況であると認識しております。

なお、議員ご指摘の「奥多摩の福祉サービス（母子・子育て編）」における学童保育の入会の要件として、医療行為を必要とする児童は入所できませんとの記載は、同法の趣旨を鑑みれば不適切な記載であることから、来年度発行の冊子においては、当該記載を修正いたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の保育園のおむつ持ち帰りについてお答えいたします。

1点目の町内保育所等での現在のおむつの用意、処分の形式はについてですが、現状、町内全ての保育園において保育園で園児が使用のおむつを保護者が園児の名前を記入した上で保育園に預けた後、使用済みのおむつを保育園が個々にビニールに入れ、保護者に返却し、保護者が各家庭で処分しております。

次に、2点目の保育所等主体でおむつ処分とした場合、処分に必要な費用やごみ処理方法について町として支援する考えはあるか。また、民間業者によるおむつサブスクのような、おむつ等の用意、処分時の保護者と保育士の負担軽減策について保育所等が導入を検討する場合、導入費用について町として助成する意向はについてですが、国から保育所等での使用済みのおむつの処分を推奨する通知を受けた後、保育園の所管課である福祉保健課において町内保育園と意見交換を行ったところ、保育園における使用済みおむつの保管用備品や処分等に係る費用負担のほか、ごみ出し等の業務負担等、解決しなければならな

い課題が複数挙がっております。

また、議員ご提言の民間業者によるおむつ提供サービスは、保護者がおむつの種類を選択できないことや、保育園における保護者からの実費徴収の業務負担等の課題もあり、更には、当町のように自主財源が少ない小規模自治体において新たに事業を創設する場合には、国や都からの財源の確保が必要であることから、国からの通知を踏まえつつ、当町においてどのような方式が保護者にとって真の負担軽減に繋がるのか、町内の保育園とも協議を重ね、引き続き検討してまいります。

次に、町有地取得に伴う J R 奥多摩駅ホーム直線化の提案についてお答えいたします。

1 点目の取得予定の町有地の活用による J R 奥多摩駅ホーム改修について、また、現在の J R 奥多摩駅ホームの危険性が町の将来に与える影響と対応について町の考えはについてですが、町が取得を予定している民有地の活用につきましては、庁舎建設委員会からの答申にもありましたとおり、新庁舎建設用地として活用してまいります。また、J R 奥多摩駅ホームが湾曲していることにつきましては、過去にも度々取り上げられており、現在におきましてもホーム直線化は困難と考えますが、J R ではこれまでも現実的な安全対策をいただいていると認識しております。

したがって、これからも実態に沿った形で、駅ホームの安全性の向上に努めていただくものと考えております。

2 点目の J R 奥多摩駅ホームの危険性について、J R 東日本との協議はしているか。奥多摩駅について J R と町の連携の予定はについてですが、J R との連携は、近年、アドベンチャーラインの運行や沿線まると株式会社設立をはじめ、様々な形で日常的に連携をしている状況にあります。特に、新庁舎建設に当たっては、議員もご承知のとおり、J R からも庁舎建設委員会の委員として参画していただくとともに、現在は、歩行者用直結通路の実現に向けて協議を重ねているところであります。駅ホームに特化した協議や連携はありませんが、必要な情報共有はしており、J R 側も町と様々な面での連携をこれからも続けていくとの認識を持っております。

3 点目の新庁舎と J R 奥多摩駅の一体的な活用について、庁舎建設基本計画策定支援業者として株式会社シェルターの見解はについてですが、株式会社シェルターは、現在策定中の庁舎建設基本計画の委託業者であり、この基本計画は、庁舎建設委員会からの答申を尊重しながら作業を進めております。

したがって、答申と異なる提案に対する見解を町から求めることはありませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤英人議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） 再質問です。ご答弁ありがとうございます。

まず保育園のおむつ持ち帰りについてですが、これは課題は多々ありますが、実際これが実現できれば、利用者にとっても、保育所にとっても利益の多い部分でありますので、どうか財源の確保などお願いいたします。ご検討をお願いいたします。

次に、医療的ケア児支援法について、町有地取得に伴うJR奥多摩駅ホーム直線化の提案について再質問をいたします。

特に、3問目、JR奥多摩駅ホーム直線化の提案に関してなんですが、庁舎建設委員会の答申は確かにそのように出ているのですが、自分も傍聴などはしておりますが、庁舎建設委員会というのは、あくまでも建設物を検討するための委員会であって、まちづくり全体のことを検討するための委員会ではなかったんですね。そう考えると、ここで庁舎建設は総額で30億円程度使うという話になっているんですが、まちづくりのことまでを視野に入れて考えたほうがこの巨額な予算をより有効に使えるかと思います。ですので、答申を基にして取得用地は建設用地として使うという決定を行うというよりは、一度立ち止まってもいいので、まちづくりに関しての視点からの検討を更に進めるべきなのではないかと思っております。

この2つの質問は、基本的に社会的弱者のこの存在を前提にして、町が将来のことをどれだけ考えてくれているのかというのを確認するための質問だったんですけども、今、庁舎をここで建設してしまえば、ホームは湾曲したまま半永久的に続くことになる。この状態が今の答弁だと、JRさんは十分な対策を取ってくれているということなんですけれども、実際自分が感じる対策に関しては、あれは落下防止板といって、落ちちゃったら警報が鳴る装置をつけている状態。ここに小学生や高齢者みたいに体の小さい方たちが落ちることを想定としているんですけども、落ちちゃったら擦り傷だらけ、あざだらけという状態になりますよね。それから警報が鳴っても余り意味はないのではないかと思います。ということは抜本的に解決するためには、隙間をなくすことを考えなければいけないかと思っています。そのためにはホームの改修から必要になっていくのかなと思っています。ですので、この部分は更にJRに強く要望してもいいんじゃないかと考えています。

JRだけでなく、この奥多摩町は、東京という大都市にありながら電車で日帰りでも自然を満喫できるという観光地という立地にありますので、国にも都にも要求することができると思います。何か時間的なもの、財源的なもので不安があるのであれば、強く要望をしていって大丈夫ではないかと私は考えておりますので、今このチャンスを逃せば、この危

険性の解消はできないと考えて、今やるべきことはどんどんやっていただきたいと考えております。これについては先送りができない問題ですので、いましばらく検討を重ねていただきたいと思います。1つ目の要望はそこ。国や都も含めてJRさんには強く要望を今よりももっとお願いしたいと思います。これは庁舎建設と並行して行うという形でもいいし、庁舎建設よりも前に実施するという必要性もあるかと考えています。

2つ目としては、医療的ケア児支援法についてですけども、1月21日に文化会館で上映会がありまして、参加された方、多いかと思えます。宍戸大裕監督の「風は生きよという」という映画の上映会だったんですが、医療的ケア児ではないですけども、大人になって医療的ケアが必要になった方々を追ったドキュメンタリー、オムニバス形式になっていました。それで障害のある当事者が積極的に社会に出ること、それが社会を変えていくことであるという認識で彼らは出演し、自分たちの姿を映像に出しておりました。

医療的ケアが必要でありながらも、独り暮らしをして親など家族からの介護から脱却する、家族に頼るといったやり方を解消するということが社会の理解を促すというのが彼らの生き方でした。

今回、私の質問は、医療的ケア児に関することですので、子どもときからインクルーシブというか、障害の有無に関係なく共に暮らせる環境があるというのはとても有意義である。子どもにとっても、大人にとっても、町民誰にでも有意義なことであるというのがJRの奥多摩駅のホームの問題に関しても、医療的ケア児に関してもそうであるかと思えます。

再質問としては、町内で受け入れることができない状況が続くようであれば、やはり町民にとっては、奥多摩町に住み続けることはできないという結論になってしまいますので、そこは早急に対応していただきたいというのがありますが、まず子どもときからインクルーシブ教育というか、そういった社会環境が整備されていることの意義が重要であるということは認識されておりますが、それをどう達成していくのかについて町としてどこまで考えてくれているのかを確認したいと思います。

それから、これまでの一般質問でも放課後居場所づくり事業のお話が出ておりますが、こちらやはり今回は学童保育会への申請が必要なくなるという話になるのであれば、申込みをすれば医療的ケア児も受入れができてしまうことになるのであるかという懸念があるのですが、その辺は現実的に実際可能なのでしょうか。今後、訪問看護事業からの看護師派遣を検討してくださるということですが、具体的な部分を確認できればと思います。

以上3点よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 1 番、伊藤議員さんからの再質問にお答えいたします。

1 点目でございます。JR 奥多摩駅のホームの直線化の部分に関してということで、要点としては、国にも、東京都にも要望を強く働きかけて検討を重ねてほしいというふうなお話かと思えます。その中では、まちづくりを視野に入れてという発言もあったと思うんですね。それについては、庁舎建設委員会は、建築物のという発言をされたかと思うんですけども、先日の庁舎建設委員会の中でも概要版の説明をさせていただく中で、建設委員会の委員長の松本先生もおっしゃっておられましたけども、単なる箱物じゃないんですよという言い方をされていたと思うんですね。だから、基本方針とかの中に、みんなでつるとか、そういうソフトのこととかもやりましょうよという話で進んできているわけですよ。そういうお話があった中で、最終答申に到達したということで、委員の皆さんも紆余曲折はあったかと思うんですけども、最終的には、皆さんが関わった答申ができましたねということで、委員皆様一言ずつ感想なども言っていただいていたということで、今こまに進んできているという状況になっていると思います。

そういった中で、伊藤議員さんのほうには伊藤議員さんの考え方というのがありますので、それはそこで考え方があろうかと思えますけども、ただ、全体的な動きの中では、ここで立ち止まってもよいというお話もされていたんですけども、それは今回の、例えば予算特別委員会も始まりますけれども、いろいろなことが動き出している中で、ここのホームの直線化に特化した部分で、ほかの部分をストックしてしまうというのは、ちょっとこれは現実的に無理ではないかというのはご理解いただけるんじゃないかなというふうに私のほうは思うんですけども。

それから、財源もというお話もされましたけども、基本的にJR の関係で、そういった行政側とか周りのほうからの要望的な部分ではじめる内容につきましては、やはり話しかけたほうが費用負担をしなきゃいけないというのは、これは基本的に現実の問題としてあります。いろいろ調べさせていただいた中でも、ホームといいますけれども、当然ホーム変えるには駅舎も変えなきゃいけない。駅舎もそれこそ昭和 19 年とおっしゃいましたけども、関東の駅百選ですか、こういうのにも選ばれて、やっぱり歴史的なものでもあるわけじゃないですか。そういうのもどうするのかということもありますし、ほかの地方の駅舎なんかちょっと改修、改良、建て直すとすぐ 30 億とかかかるというJR の関係者からもお話いただいています。なおかつそこにホームだとか、それから今いろいろな設備も費用がすごいかかるんですね。ちょっとそういう話を総合していくと、例えばオリンピッ

クなんかで都内の駅舎、駅舎というか、都内の中央線関係とかの駅3駅改修しているんですけども、その計画書を見ると、100億、200億というお金がかかっているというのが資料なんか見ると出てきているんですね。なおかつ、その工事着手するまでにJRの中でも当然、計画があつて、優先順位があつて、財源も若干あるんですけど、結局人手の問題もあるでしょうし、そうすると、10年スパンという話が最低でもかかるというふうに思います。

先程の国立駅の周辺整備事業のお話ありましたが、これも資料を見てみると、スタートが2009年です。2023年ですので、ここまでに13、4年かかっているという中で、確かに伊藤議員さんがおっしゃっていることも非常に大事なことだというのは分かるんですが、ただ、それこそトータルのことを我々は考えなきゃいけないので、そういつて考えていった中だと、安全性の担保というのはこれからも当然していきますけれども、ただ、それはそれとして、全体的な計画とか、それこそ予算の実施計画、数年というのを私たちも立てていますので、それでいくと、全てがそれこそゼロからやらなきゃいけないということになってしまいますので、その庁舎建設と並行、もしくは先にホームのほうをというお話は、それはちょっと現実的に難しいかなというふうに思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、やっぱり落下するというおそれというのは確かにあるかと思えます。駅の湾曲のホーム。ただ、これもいろいろな関係者から聞いた話なんですけども、近年で3件ぐらい落下事故はあったそうなんです。ただ、その全てがお酒で酔われた方が落下したというお話を聞いています。お酒飲んでいたら足元がふらつくというのもあるんですけども、だからといっていいというわけではないんですけども、そういうことも含めて、JRとしても、奥多摩交番、警察もすごく早い対応をしていただいているしということも言っていますし、消防署も近いんで、すぐ来ていただいているというお話もいただいている中では当然、JRも町も連携しながら安全性のことに関しては今後も探求は続ける。

それから、奥多摩駅というところはJRもいろいろな駅舎を数年前に改修したばかりですし、非常に重要な位置づけをしていただいていますので、そういった意味からも今後とも必要な対策は引き続きやっていくというお話はいただいていますので、そういった点で、現実的な部分のお話からさせていただきますと、町だけという意味ではなくて、先程の庁舎建設委員会の存在意義というの、あれこそまちづくりの先駆けになるんじゃないかというようなことを松本先生もおっしゃっていたわけですから、そういうところを尊重していかないといけないと思いますし、当然、伊藤議員も傍聴されていたということですけど



も、会議録も見られたと思うんですけども、JRからの建設委員もいらっしゃって、その直線化の話だとか、換地の話というのはあのときは出ていましたけれども、それはどうしてもなかなか難しいというような、JRの一社員からは、こうだという断定的なことはああいう場ではなかなか言いにくいというお話は後々伺っていますけれども、現実的には厳しいよというお話はいただいていますので、そういったところをぜひ伊藤議員にも酌み取っていただいて、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 引き続きまして、医療的ケア児への支援に関わる部分で2点目、3点目について私よりお答えいたします。

2点目につきましては、議員からは、子どものときからのインクルーシブ教育、その一方で、町内で医療的ケアを受入れることができなければ転出されてしまうのではないかとというご懸念をいただいたところでございます。

町長からの答弁でもありますが、改めて医療的ケア児及びその家族に対する支援法に関する法律第3条におきまして、医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援ということで、子どものときからの教育に限らず、町といたしましては、町全体で考えるということの中で、所管課としましては、この法律、令和3年9月に施行されておりますので、そういったところを踏まえると、まだまだ町の中でそういったところ周知が図れていないということがございますので、そういった部分での周知広報の部分と、あと同じく同条では、居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策を定めており、一方で、同法第5条の地方公共団体の責務ということで、努力義務ではなくて更に1のもう一個、責務を有するという形での規定でございまして、そこを踏まえますと、町としましては、ご希望に沿う形で、全く対応しないのではなく、何らかのご支援をする方策を進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

3点目、保育について学童保育、議員からご指摘いただきました奥多摩の福祉のサービスの冊子のところについては、町長からの答弁のとおり、法の趣旨を鑑みれば不適切でございまして、今後削除の方向で進めているところでございますが、学童保育についても、やはり希望があれば、法律の責務を考えれば、町として対応していかなければならない。国としても補助事業等も設けている状況でございますので、そういった補助金を活用しながら、ただ一方で、人的なところ、人材確保というところが大きな課題になるかなというふうに承知をしているところですが、その点については、常駐、通年ではなく、町長の答弁

のとおり、必要な際に巡回するような形での訪問看護の事業所の活用が現実的ではないかというふうに所管課としては考えているところでございます。学童保育についても希望があればやはりそういった形で考えていくというところでございます。

今回も法律の施行を考えれば、ご相談がある前から町として、今回の場合ですと、令和3年9月に施行ですので、その時点から町としてどういうふうに考えなければならないかというところではございましたけれども、現時点、今回入園の希望等、以後の検討というところで、遅れての検討になっている点については、所管課としては大変申し訳ございませんけれども、ご希望に沿うような形で実現可能性を含めて、引き続き検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤英人議員いかがですか。

○1番（伊藤 英人君） 再答弁ありがとうございます。特に質問という形では出しませんが、医療的ケア児支援法に関してのお話ですけれども、大変ありがとうございます。自分がこれをなぜ重視しているのかというと、本当に子どもの頃からインクルーシブな環境があるというのが重要であるというか、そこを重視しているからなんですけども、「風は生きよという」という映画でもありましたように、成人でも後天的にある日、障害の当事者になってしまうという事態は普通に考えられるんです。気管挿入をするのかどうか判断を迫られるという、そういうシーンがあったりというのがその映画の中では描かれておりました。

子どものときからそういう環境になれ親しんでいる方たちがいる子どもと、それから成長した大人が生活している環境というのが、大人になってから医療的ケアとか、社会的弱者になってしまった場合、必要以上に悩んだり不安があったりする必要がないような環境をつくることのできる、その下地になるのだらうと思います。ですので、まずは医療的ケア児、子どものときからの環境の整備をと考えておりました。

次に、JRさんとの用地の話なんですけど、現実的なお話としてそうなんですけど、つまり、これまでなぜ放置してきたのかというのが今更ながら悔やまれるということだとは思っています。お金がとてもおかかるというのは分かる、期間がかかるといのも分かるんですけど、今回の場合は町有地として取得ができそうだという状態であるのと、車などの交通が少ない状態であるというのは、都内でのホーム改修や駅舎改修に比べれば好条件ではあるんですけど、いかんせん鉄道をストップさせて改修をしなければいけないというところで、JRさんもやはり事業の運営面で苦慮しなきゃいけないところであるというところは承知して

いるところですが、ですが、立ち止まることはできないかと私のほうからは提案しておりますが、本当に庁舎ができてしまえば、もう後戻りができない土地ですので、悔いのない判断をお願いいたします。

繰り返しになりますが、おむつの保育園での持ち帰りに関してはよろしくをお願いいたします。

これで以上となります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、1番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後3時45分から再開いたします。

午後3時27分休憩

午後3時44分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、森田紀子議員。

〔2番 森田 紀子君 登壇〕

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

それでは、私から2件お伺いさせていただきます。

まずは、こども基本法についてお伺いいたします。

こども基本法が令和4年6月15日に国会で可決成立し、令和5年4月1日に施行されます。

こども基本法が施行されることによって、これまで内閣府や厚生労働省などがばらばらに担ってきた子ども関連の情報を一元化することで、縦割り行政を解消し、虐待を防止することが挙げられています。

また、今までは地方自治体による地域間格差が生じており、先進的な地方自治体として、兵庫県川西市や神奈川県川崎市などがあり、例えば兵庫県川西市では、子どもの人権オンブズパーソンを設置しており、いじめ、差別、体罰、虐待などで苦しんでいる子どもたちを助けるために、ふだん子どもたちが身近にいる家族や学校の先生とは違った立場で、子どもの話をしっかり聞いて、子どもにとって一番よい解決方法を子どもと一緒に考え、手助けをしています。

こども基本法が施行されることによって、今後の町の体制整備についてお聞かせください。

続きまして、電気料の高騰についてお伺いします。

昨今、大手電力 10 社のうち 7 社の北陸電力、沖縄電力、東北電力、中国電力、四国電力の 5 社が 4 月から、東京電力エナジーパートナーと北海道電力が 6 月からの値上げを表明しています。東京電力エナジーパートナーの場合、6 月以降は、家庭向け電気代が平均月 1 万 1,737 円（値上げ幅が 28.6%）となります。これは関西電力の料金と比べて 7 割も高くなっております。

電気代値上がりの理由として、日本のエネルギーの大半を占めている火力発電の燃料費高騰の影響が挙げられています。3.11 の東日本大震災の前、火力発電が全体に占める割合は 6 割でしたが、原発停止で約 8 割まで増えました。また、石油に比べて安かった天然ガスも CO<sub>2</sub> 排出量が少ないといった理由で、欧米やアジアで需要が急増しており、更にロシア・ウクライナ危機でガス不足の危険性が出てきてからは世界的に高騰しています。

これに加え、太陽光や風力による発電を推進するため、電力会社が一定以上の値段で買い取るために、再エネ賦課金が電気料金に 1 割程度上乘せされており、平均的な家庭では年間 1 万円近く支払っています。しかし、太陽光発電なども災害に極めて弱く、頼りになりません。この不安定な再エネを支えるために、現在日本では古くなった火力発電所を無理に動かしていますが、故障のリスクも高く、止まった場合には電力の供給バランスが崩れて大停電を招く恐れがあります。

近年は、国際問題が緊迫しており、台湾有事の際には資源の輸入が難しくなります。エネルギーの安全保障の観点からも、少ない燃料で大量の発電ができる原発の推進が大切になります。実際、原発の再稼働が進んでいる関西、九州電力では、今夏以降の電気代の値上げを表明しておりません。

2011 年の福島第一原発事故をきっかけに、放射線に対する恐怖心が広がりましたが、実際は、国連科学委員会の調査でも明らかになったように、福島第一原発事故の放射線被曝による健康被害はありませんでした。政府は正しい情報をしっかりと発信して、風評被害をなくし、原発への国民の理解を得るための努力をするべきかと考えます。

今、町内の各施設、事業所では、電気料等の急騰により前年度比での桁違いの光熱費を支払っています。また、各家庭においても光熱費の負担が増大しています。寒波が続く中ではありますが、来る猛暑に備えるためにも今のうちに再稼働を進めるべきと考えます。原子力規制委員会の過剰な審査の在り方についても根本的に見直しを行う必要があるでし

よう。

そこで質問ですが、①この現状を踏まえ、燃料費高騰についてどのようにお考えですか。

②電力不足と電気料金値上げの解消のために、町から東京都に対して速やかに原発の全面再稼働にかじを切るように働きかけることを要望していただくことは可能でしょうか。

以上2点お伺いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、森田紀子議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、こども基本法についてお答えいたします。

議員ご説明のとおり、国は、子どもをめぐる問題を抜本的に解決し、養育、教育、保健、医療、福祉等の子どもの権利施策を幅広く、整合性を持って実施するために、子どもの権利に関する国の基本方針、理念及び子どもの権利保障のための原理原則について包括的に定めるため、こども基本法を昨年の通常国会で制定し、本年4月1日に施行されるところであります。

このこども基本法第3条では、子ども施策の基本理念として、全ての子どもが個人として尊重されること、差別的取扱いの禁止、生命、生存、発達に対する権利、児童の意見の尊重、児童の最善の利益のほか、子どもの養育や子育てについて定め、同法第5条では、地方公共団体の責務として基本理念にのっとり、子ども施策に関し、国及び地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定しております。

これらこども基本法で定める基本理念及び地方公共団体の責務、更には、児童福祉法及び母子保健法の改正を踏まえ、今後の当町における体制整備についてですが、既存の子ども家庭支援センターと子育て世代包括支援センターを一体的に運営し、母子保健と児童福祉における一体的な支援体制として、令和6年4月に仮称、こども家庭センターの開設を予定しており、同センターの開設準備等を含め、来年度、福祉保健課子育て推進係内に新たにこども事業調整係長を配置いたします。

一方、国は、本年4月にこども家庭庁を設置し、本年末までに既存の3つの大綱（少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱）をこども大綱に一元化し、新たに制定するとしております。

そして、このこども大綱を勘案して、市町村はこども計画を策定する必要があることから、当町においては、令和6年度に計画の最終年度を迎える第2期子ども・子育て支援事

業計画を見直し、新たにこども計画を策定することを予定しております。

なお、このこども計画は、既存の計画と同様に、次世代育成支援行動計画及び新・放課後子どもプラン行動計画の内容も踏まえ、これまで同様に一体的に策定するものであります。

来年度、国におけるこども基本法の施行、こども家庭庁の設置、更にはこども大綱の策定を踏まえ、当町として令和6年度の仮称、こども家庭支援センターの開設、新たなこども計画の策定に向け、引き続き着実に事務事業を推進してまいります。

次に、電気料の高騰についてお答えいたします。

1点目のこの現状を踏まえ燃料費高騰についてどのようにお考えですかについてですが、総務省が2月24日に発表した1月の全国消費者物価指数、これは2020年（令和2年）を100とするものですが、価格変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が104.3と、前年同月比で4.2%の上昇となりました。この状況は、第2次オイルショックの終盤の1981年（昭和56年）9月と同じ上昇率で、41年4か月ぶりの高い伸びでありました。

また、物価上昇は17か月連続で食料や電気代の高騰が物価を押し上げる構図が続いているとのことであります。

消費者物価の内訳ですが、エネルギー価格は14.6%の上昇で、このうち電気代は20.2%、都市ガス代は35.2%、ガソリンは政府の補助金事業の効果で0.4%の上昇であったとのことであります。これらの指数を見ましても、議員からご説明がありましたとおり、町内の各施設や事業所並びに各家庭におかれましても負担が増大していることは想像に難くないと言えます。

このような状況の中、町といたしましては、燃料費高騰等対策に資する国からの地方創生臨時交付金等を活用した事業継続応援金や地域応援券などの施策を通じて、事業者や住民の生活を支援しておりますが、東日本大震災後における国内発電量の電源別割合の変化やロシアのウクライナ侵攻による世界的なエネルギー価格の上昇などによる事業者や住民生活への影響が今後もしばらく続くのではないかと懸念しております。

2点目の電力不足と電気料金値上げ解消のために、町から東京都に対して速やかに原発の全面再稼働にかじを切るように働きかけることを要望していただくことは可能でしょうかについてですが、政府は2月28日の閣議で、既存原発の60年超運転を事実上可能とする制度整備を盛り込んだGX（グリーントランスフォーメーション）脱炭素電源法案を決定し、東京電力福島第1原発事故後に定めた現行の運転期間ルールを緩和しましたが、一方で、長期運転に伴う経年劣化など安全性を懸念する声も根強くあります。

また、事故から 11 年以上経過した現在も福島県内には 7 つの市町村にまたがる帰還困難区域があり、総面積は 337 ㎥で、これは奥多摩町の約 1.5 倍に当たる広大な面積になります。そして、現在も故郷に帰れない方々が多くおります。

こういった中、東京都では、「未来の東京戦略バージョンアップ 2023」において、重点施策の 1 つである「安全・安心でサステナブルな東京」で、強化の方向性として「脱炭素社会の実現」を標榜し、電力を「減らす、創る、ためる」の頭文字を取った「H T T」の取組を社会全体で加速し、2030 年にカーボンハーフを実現すること並びに将来的な水素社会実現を見据え、水素エネルギーの社会実装や基盤づくりを推進していくこととしております。

なお、東京都では、交通局において電気事業を行っておりますが、町では、庁舎等の主要施設について交通局が充電している電気事業者の電力を使用しております。この電力は多摩川の流水を活用して発電した電気、すなわち水力発電によるものであり、水力発電所が立地する町として東京都の施策と連携しながら環境面に配慮した行政を推進しております。

議員から質問がございました原発の全面再稼働について、町から東京都に要望することは現実的に難しい状況にありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 森田紀子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○2 番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございました。再質問としてお伺いさせていただきます。

まずは、こども基本法についてですが、令和 6 年度に仮称、こども家庭センターの設立をしていただくということで、その家庭センターにおける施策の内容、既存のサービスとどのような違いがあるのかお教えいただけたら幸いです。

あとエネルギーに関してなんですが、やはりノンカーボンのエネルギーということで、只今火力発電所を動かしている中で、CO<sub>2</sub>の排出量が格段に上がっているということで、水力発電等、当町では売電していただいているということですが、やはり各家庭、事業者様の電気料の高騰ということで苦しんでいる方がたくさんいらっしゃいますので、その辺りを鑑みて、できる限り訴えていただけたらと思っております。

町のほうから事業継続応援金ということで補償していただいて、各事業者さん、本当にありがたかったと思いますし、助かったと思います。

しかし、それは一時的なもので、この電気料の高騰が続く上で、長い期間続くものではございませんので、ぜひ新しいエネルギー、例えば水素などの新しいエネルギー活用がで

きるまでの短い時間でもいいので、今のこの電気料高騰に対して対応していただけるような要望を出していただけたらと思うのですが、ほかに何か手だてがあるかどうか、お教えいただけたらと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 2番、森田議員の再質問1点目のこども基本法にかかわり、当町において令和6年度仮称、こども家庭センターに向け、既存のサービスの違いについてご質問をお受けしましたので、お答え申し上げます。

現時点でまだ予定ということで、これからの検討という状況でご理解いただきたいと存じますけれども、当町におきまして昨年10月に、大変遅くなりましたけれども、子育て世代包括支援センターということで、母子保健担当の保健師を中心に、母子保健、妊娠期から含め、伴走型支援ということで今、国のほうも新たな施策も打ち出しておりますので、中心的に担っている子育て世代包括支援センターと、一方で、これまで子ども家庭支援センター、古里のきこりんでございますけれども、そちらのほうでは18歳未満のお子さんに対する支援ということで従前から相談員を配置して対応しておりますが、今回、大きな動きの中では、出産後、0歳児のところで重大な事案等が発生する場合もあるというところの中で、そのときに母子保健と児童福祉の連携がなかなか図れないというところもあって、国は法律、こども基本法を設け、児童福祉法等の改正をして、今回こども家庭センターを令和6年度、市町村に設置の努力義務を課すという形でございます。

ですので、これまで健診事業であったり、子家センの事業であったり、それぞれ奥多摩町の場合ですと、福祉保健課内、課は一緒ですが、係が健康係と子育て推進係ということで2係にまたがり、場所も保健福祉センター内ときこりん子ども家庭支援センターということで離れている状況もございます。

そういった中で、国は、こども家庭センターの一体的なところの中で、統括支援員という役割を新たに配置をして、母子と児童福祉のところを繋げる役割の役職というような形になりますけれども、その点を現時点、所管としましては、来年度配置予定のこども事業調整係長に担当することで、母子保健と児童福祉のところを繋げて伴走型支援ということで、妊娠期から出産後、その後の18歳未満のところも含めて対応していきたいというふうに考えているところがございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 2番、森田議員さんからの再質問、2点目のほうにお



答えいたします。

電力高騰の対策ということでございます。町といたしましては、答弁にもございましたように、事業継続の応援金というようなことはさせていただいておるんですけども、一時的な部分で、新たなエネルギーの活用ができるまでの間、電気料金の高騰に対する対応の手だてとはというような再質問かと思えます。

現実的に非常にこの問題が国内だけじゃなくて、全世界的なお話でもございますので、一自治体で決定的な何かいい対策ができるかという、それはちょっと無理だと思うんですね。

そういった中で、2月24日ですか、首相官邸のほうで物価・賃金・生活総合対策本部の会合があったということなんですけども、先程、議員からもございました電力大手7社が4月以降の電気料金の引上げの申請をしているという状況でございますけれども、国のほうでは、経済産業省に認可申請した家庭向けの規制料金の引上げに対する部分について厳格な審査をというような指示を出しているという状況でございます。

その申請の時点から、例えば4月以降の状況がまた変わってくるというようなことで、いわゆる算定に用いた根拠の数字も変わってくるんじゃないかというようなことも新聞などでも取り沙汰されているところがございますので、町とすれば、その辺推移を見ながらということで、見守っていききたいなということでございます。

また、令和2年頃からコロナの地方創生臨時交付金というのもいただいているところであるんですけども、また、そういった何らか財源が町のほうにもたらされれば、またそういった部分では、一自治体としては当然、対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 森田紀子議員、いかがですか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） 再質問に対するお答えありがとうございました。再々質問ではないのですが、昨日、近隣のあきる野市で、母親の交際相手から暴行を受けた5歳の男子が重体で入院していたんですが、亡くなったというニュースが流れました。やはり、今まで日本では子どもの養育に関して、家庭の問題だということで、あまり行政が介入してこなかった部分もあるんですが、今現在、このように虐待などの増加によって、子ども自身の福祉や権利を重視した行政の介入、また、補助を強めてもいい時期ではないかと思っておりますので、ぜひ町のほうでも子どもを助ける、また、妊娠中や出産後のママの精神的鬱病が多いということを聞いていますので、ママの精神的なサポートもしていただけたらと思っております。

あとは、エネルギーに関してですが、本当に地方創生交付金のほうをまたそのような形で事業者様などに充填していただけたら、皆さん喜ばれるのではないかと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

ここで一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、6番、大澤由香里議員。

〔6番 大澤由香里君 登壇〕

○6番（大澤由香里君） お疲れさまです。6番、大澤です。

施政方針について質問いたします。

まず1点目、5類移行後の新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行されます。5類になれば、陽性者や濃厚接触者への行動制限、入院勧告などの対策は取れなくなります。最大の問題は、政府が5類化に伴ってコロナ患者への医療費の公費支援や医療機関への財政支援を段階的に縮小することです。

感染制御学の専門家は、「5類移行で、従来なら行動制限されていた感染者らが外へ出てきやすくなるために感染が広がりやすくなる」「ウイルスの感染力はいまだに強く、今後も年数回の流行を繰り返すだろう」と指摘しています。

また、厚労省のデータを見ると、第8波では、死者の9割が70代以上で、感染を機に持病が悪化したり、体力低下を起こしたりして亡くなるケースが大半です。高齢者が人口の半分以上を占める奥多摩町にとって、高齢者の命を守るための対策は特に重要だと考えます。

3日の施政方針では、移行後のコロナ対策について、「町といたしましては、移行後の自主的な感染対策について必要となる情報提供を行ってまいります」との表明にとどまりました。専門家は、重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある人の場合、うつらないための対策に加え、いかに早期発見し、治療に繋ぐかが大事だと言います。

しかし、政府の方針どおりにコロナ医療費の自己負担が生じれば、経済的理由で受診をためらい、重症化したり、治療を諦めたりする人が出る懸念があります。年金が減り、異常な物価高で苦しい生活を強いられている高齢者が受診控えをしないよう町が支援するべきだと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

2点目として、森林セラピー事業について伺います。

第4章「みんなの力がつながる観光・産業づくり」の「住民が元気になる交流観光づくり」では、森林セラピー事業についての表明がありました。

森林セラピー事業は、2008年に東京都ではじめて奥多摩町がセラピー基地として認定され、以来、一般財団法人おくたま地域振興財団が運営している奥多摩町の目玉の観光事業です。

施政方針では、昨年8月、全国46団体が加入する森林セラピー基地全国ネットワーク会議の会長を師岡町長が務めることとなり、全国加入団体の代表として森林セラピー専用ロード、香りの道登計トレイルの再整備を含め、町の特色を活かした事業の推進を図っていくと述べられました。具体的にどのような整備がされるのか。

また、本年2月には森林セラピー基地全国ネットワーク会議に参加され、セラピー基地を運営する全国の団体の皆さんと前向きな意見交換などされたと思いますが、そこで参考になったことなど今後のセラピー事業の展開についてお考えをお聞かせください。

次に、観光客のごみ問題について質問いたします。

2020年から新型コロナの影響で、県境をまたぐ移動が制限されたことや近場で自然を感じたいという理由で、都心部からの観光客が増加し、ごみの放置が大きな問題となりました。

このごみ問題について、2022年3月議会の伊藤議員の一般質問、令和4年度の町の対策の予定、計画はにおいて、2021年から行っている観光協会と連携し、有料のごみ袋を販売し、回収する観光ごみ対策実証実験、町及び観光協会の職員が河原に出向き、バーベキューをされている方へのごみの持ち帰りについての声かけ、環境省奥多摩自然保護官事務所とともに、管理されていない河原でのテント設営や直火の禁止などを記載したチラシを掲示し、周知、西多摩建設事務所と町との連名で、ごみの持ち帰りについての看板の設置などを引き続き行うという答弁でした。

昨年の観光シーズンには若干の効果はあったものの、依然として多くのごみの放棄、放置があり、町のあちこちで放棄、放置されたごみに関する投稿がSNSをにぎわしたほどです。

夏の終わりに、こうした状況を憂慮する奥多摩を愛する町内外の有志が集まって話し合う場があり、私も参加させていただきました。天気のよい週末の後は、必ずと言っていいほど大量のごみがあり、そのたびに心ある住民の方がボランティアで片づけてくれているそうです。どんなものがどんなふうに捨てられているのかと、天気の悪い週末明けでしたが、9月の第1月曜日に女性議員でごみ拾いに同行してみました。草むらに隠すようにバ

バーベキュー後の炭や網、キッチンばさみやトングなどが幾つも出てきたり、たばこの吸い殻や空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てのほか、バーベキューで出た生ごみやプラスチックごみをどうすればいいか分からず、かといって持ち帰ることもできず、やむなく置いていったと思われるごみの袋もありました。

小1時間ほどでしたが、ボランティア用ごみ袋3、4袋分ほどあったかと思います。お天気のよい週明けや夏休み中などは、これの何倍も出てくるのだと思うと、ボランティアでは限界があると感じました。

目撃情報等によると、ごみを放置する人は、アジア系の外国人が多いということで、多言語での周知を強化しようということになり、有志の方が日本語、中国語、ベトナム語での周知ポスターを作ってくれました。町で印刷、ラミネートしてもらい、9月16日午後、観光案内所横や三本杉下の降り口、周辺のお店の店頭など、氷川溪谷周辺に取りあえず10枚貼り出してみました。観光案内所の職員さんの話によると、翌日、中国人のグループがごみを案内所まで持ってきて、ごみ袋を購入し、仕分けしていったり、別の外国人グループもごみ袋を購入しに来られたりしたそうです。河川敷を見回る中でも、ごみの放置は減っていて、明らかに効果があると感じたとのことでした。このことが示すように、周知を工夫し、強化すれば、ごみの放置は減らせます。

奥多摩町まちづくり委員会がマナーアップ啓発事業として、すばらしいポスターを作成してくれましたが、外国人観光客により分かりやすく訴える多言語でのポスターも必要ではないでしょうか。

また、町全体で奥多摩町の自然環境を守るというムーブメント起こし、アピールするために、小・中学生や自治会を巻き込んだ活動や協定を結んだ多摩大学の学生さんに協力を仰ぐなど、まだまだ工夫できることがあるように思います。

これから春に向け、観光シーズンがやってまいります。5月からはコロナが5類になるので、観光客が去年以上に来町するかもしれません。町として昨年以上に先手の対策が必要だと思いますが、どのように考えていますでしょうか。

以上、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6番、大澤由香里議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、施政方針についてお答えをいたします。

1点目の5類移行後の新型コロナウイルス感染症対策についてですが、7番、澤本幹男議員の一

般質問に対して、5類以降への対応のほか、5類移行後の対応についても答弁を申し上げておりますので、大澤議員からは特に高齢者が受診控えをしないよう町が支援するべきとのご意見をいただいておりますので、そのことを中心にお答えをいたします。

国は、明日10日にも政府対策本部で決定するとしている医療体制と公費支援の見直し案において、5月8日の5類移行後、季節性インフルエンザ等の他の疾病との公平性の観点から、新型コロナウイルス感染症に対する公費負担を段階的に縮小するとし、外来の医療費は、検査を含め、原則自己負担に見直し、高額の治療薬のみ9月末まで公費負担を継続するとともに、入院の医療費も高額療養費制度における年齢や収入に応じた自己負担額を適用しつつ、それでもなお高額となる場合に、月最大2万円の軽減を9月末まで実施する方針を示しております。

一方、東京都は、5類移行後の公費負担について、先月2月14日開催の都対策本部会議において全国一律の方針に基づき実施していく事業として、国の方針に合わせて対応するとしております。

このように国及び都の対応方針を踏まえれば、当町のように自主財源が少ない小規模自治体において、新たに事業を創設する場合には、国や都からの財源の確保が必要であることから、町独自に高齢者の方の医療費を助成することは難しいと考えております。

その一方で、ワクチン接種については、国は一昨日7日に開催した厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において特例臨時接種を来年度も継続し、自己負担なく全額公費で対応すること、また、来年度の高齢者等の重症化リスクのある方を対象にする接種を5類移行と同日の5月8日から開始する方針を正式に決定したところであります。

なお、同分科会において改めてワクチン接種を推進する目的として、発症予防効果や感染予防効果には持続期間等の限界がある一方で、重症化予防効果は比較的持続し、疾病負担を軽減するという公衆衛生の観点からも重症者を減らすことが第一であり、更に一時的であっても流行時に発症者を減らすことは、流行を小さくする公衆衛生上の意義があると示しております。

町といたしましては引き続き町医師会の先生方のご理解並びにご協力をいただき、各医療機関での個別接種の機会を設ける一方、町内医療機関及び高齢者施設の医療従事者皆様のご協力をいただき、また、町職員による送迎対応も行い、5月中旬以降、集団接種を再開し、高齢者をはじめ、重症化リスクのある方で接種を希望される方が安全で安心して早期に接種できるよう、一昨年5月の初回接種、昨年の追加接種時と同様に、接種体制を確保し、接種を推進することで5類移行後の不安を少しでも解消できるよう努めてまいりま

す。

次に、2点目の森林セラピーについてですが、先日の施政方針でも触れさせていただきましたとおり、昨年8月4日に東京都全国町村会館で開催された森林セラピー基地全国ネットワーク会議令和4年度総会におきまして、前会長であります奈良県吉野町の中井町長の後を引き継ぎ、私が会長を務めることになりました。

この森林セラピー基地全国ネットワーク会議は、森林セラピー基地及びセラピーロードの認定団体等が連携を深め、森林セラピーの全国的、総合的な導入と幅広い定着を図ることによって、山村地域の活性化と国民の健康増進を図ることを目的としており、フォーラムの開催、ブロック別研修会、関係者ミーティングなどの森林セラピー普及啓発事業を中央研修会、基地担当者研修会などの森林セラピー導入・定着促進事業を行うものです。

会長を務める町として、森林セラピー事業の実施主体であるおくたま地域振興財団と連携し、事業を推進してまいります。特に、令和5年の秋に実施を予定しております中央研修会では、森林セラピー基地及び森林セラピーロードの認定団体の皆様を当町にお招きし、日本初の森林セラピー専用ロードとして整備しました香りの道登録トレイルにおいて現地研修を予定しており、参加される皆様に現地において森林セラピーメニューを体験していただくことで、ハード面・ソフト面を含め、貴重なご意見をいただける大切な機会と捉えております。

森林セラピー事業も平成21年4月のグランドオープンから14年目を迎えることから、香りの道登録トレイルにおいても大雨等による斜面の崩落、経年によるロード内のベンチ等の設置物の劣化、ステーションの雨漏りなど、補修が必要な箇所が出てきており、また、ロード内の樹木についても大きく成長し、景観を損ねている箇所も出てきておりますので、まずは補修の必要な箇所の整備を優先いたしますが、今回、森林セラピー基地全国ネットワーク会議の会長も務めさせていただき、森林セラピー事業を推進される皆様から貴重なご意見や先進的な取組などを直接伺いする機会をいただきましたので、皆様からのご意見等も参考に、森林セラピーロードの魅力が高められる整備についても検討してまいります。

また、今年2月の2日には、森林セラピー基地全国ネットワーク会議と全国の森林セラピー基地やセラピーロードの認定について活動している森林セラピーソサエティとの共催による森林セラピーフォーラムを、また、翌日の3日には、森林セラピー基地全国ネットワーク会議が主催するミーティングを、北は山形県、南は沖縄県の団体の代表者、担当者など延べ51名の参加の下、開催をいたしました。

今回のフォーラムでは「インバウンドとしての森林セラピーの展開」をテーマとし、観光庁や林野庁の担当者の方々、地域の活性化等に取り組んでられる方からの講演会を実施いたしました。

また、ミーティングにつきましては、森林セラピー運営団体へ行ったアンケート結果を中心にディスカッションを行い、それぞれの地域の取組、実情についての意見交換を行ったところです。

多くの方々と意見交換をする中で参考になったことは、森での疲労回復やネガティブ思考を緩める効果によって、セルフマネジメント力の向上が図れるなど、科学的根拠に裏づけされ、慢性疾患の進展予防や精神保健としての森林セラピー効果が再認識されたことであります。

また、今後の事業展開については、全国の森林セラピー事業を運営する団体の先頭に立つことから、様々な視察も増えてくることかと思えます。登録トレイルの整備をはじめ、当町で認定されている5つのロードが癒やしの施設となるよう、各施設や設置物の改修、景観や植物などの環境整備などに取り組んでいきたいと思えます。

森林浴発祥の地である日本には世界からも注目が集まっておりますので、当町におきまして魅力的な森林セラピー事業が提供できるよう推進していく所存ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、観光ごみ対策についてお答えいたします。

河川への観光ごみの置き去りや観光用公衆トイレなどへの不法投棄の問題は、観光地の宿命のように長年の課題となっており、町としては対策は講じているものの、根本的な解決に至っていないのが現状であります。特に、コロナ禍において人混みを避けて奥多摩の大自然の中でキャンプやバーベキューを楽しむ人が増え、一部のマナーを守っていただけない方による河川や住宅用のごみ収納庫周辺などへのごみの置き去りが増えたことから、この問題が大きくクローズアップされました。

町といたしましては、ご自分で出したごみは持ち帰るのが原則というスタンスに変わりはありませんが、臭気などを気にされ電車で持ち込むのをためらう人のため、また、ごみの置き去りや不法投棄の解消を図るため、観光協会と協議、連携し、令和3年8月に有料のごみ袋を販売し回収する観光ごみ対策実証実験を行い、現在、観光協会の事業として実施していただいております。

また、昨年の8月6日から16日の11日間、奥多摩町マナーアップ強化キャンペーンとして、奥多摩自然保護官事務所、奥多摩ビジターセンター、東京都自然保護指導員（都レ

ンジャー)、奥多摩観光協会、クリーンキーパー、町内事業者有志の皆様、町観光産業課職員で氷川溪谷の河原においてごみの持ち帰りのお願い、有料ゴミ袋の販売や宿泊テントの設営禁止の周知、そして、置き去りや不法に投棄された観光ごみの回収作業などを行いました。

議員からもお話がありましたとおり、奥多摩の自然環境を守ろうと多くのボランティアの方に観光ごみの回収作業や多言語のポスター掲示による啓発活動などを行っていただき、私自身も大変感謝しているところであります。

今回、議員からは町や観光協会の取組への周知方法や様々な団体との連携についての工夫が必要ではないかのご提案をいただき、これから迎える観光シーズンへの町の対応についてご質問をいただきました。

町といたしましては、昨年実施した奥多摩町マナーアップ強化キャンペーンで連携、協力していただいた国、東京都、観光協会及び町事業者有志の皆様方のご意見を伺い、引き続き連携した取組を行うとともに、これから迎える観光シーズンに向けて、外国人観光客の皆様が閲覧しやすく言語選択が可能なSNSを含むインターネットの活用も含め、観光協会とともに啓発活動に努めてまいります。

○議長(高橋 邦男君) 大澤由香里議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番(大澤由香里君) 再質問及び要望させていただきます。

コロナ対策については、澤本議員や小峰議員も同様の質問をされました。ということは、それだけ町民の方の不安が大きいということだと思います。

町では独自の財源支援はできないということでしたが、高齢者の命を守るために、ぜひ国や都に対して今までどおり公費で支援していただくよう強く要望していただきたいと思います。なおかつ国や都が行わない場合は、町独自でも支援をしていただくよう検討をしていただきたいと思います。要望です。

セラピーに関して、登計トレイルの再整備については、町民の方から再三観光客が入りづらくて引き返している、民家だと勘違いされている、入り口の壁は閉塞感があるので、もっと風が通るような開放感あるものにしたほうが良いといったご意見をいただいています。整備の中でそういうことが改善されるかどうか。専門家の方のデザインなので、変えようがないというご意見も承ったこともありますが、来た方が引き返してしまうような景観は問題だと思います。ぜひこの機会に、はじめて来た方でも不安なく楽しんでいただけるような案内を増やすなど、改善をしていただきたいと思います。

次に、観光ごみについてです。専属の人員配置と予算措置について伺います。町内外の



皆さんからのアイデアやご意見をご紹介します。

できるだけごみは持ち帰っていただくよう啓発することが一番だが、バーベキューは持ち帰りが難しく、河川に放置されるごみは、バーベキュー関連のものがほとんど。バーベキュー道具を河川に放置しないよう引き取ったり、貸出したりする場所をつくってはどうか。その拠点として、氷川地区では、甲州屋さんの場所は適しているのでは。

「ごみを出さないキャンプ術」などのノウハウリーフレットを作成しては。多言語で作成できればいいが、多言語にしなくても、イラストや写真なら外国人の方でも理解できる。

何より奥多摩の美しい自然を守ろうという啓発が大事。まちづくり委員会が作成したポスターもいいが、よく分からないといった声もあるし、知らない町民もいる。町全体の関心事とするために小・中学生にポスターを書いてもらい、その優秀作品何点かを耐水性の紙に印刷して、町中の自治会の掲示板や駅、公共施設や商店などに貼り出してはどうか。これ木村奨学会さんにご協力を、先程ごみをテーマにした作文を今年度やるということですが、ポスターのほうも一緒にやっていただければいいかなど。先程木村議員とも話したらいいねなんていう声もありましたので、ぜひ検討していただければいいかと思います。

作品づくりに取り組んだ子どもたちのみならず、町中に張り出されることで、親や祖父母、ご近所の方も関心を持ってくれるのではないか。こうした町中で奥多摩の自然を守ろうとしているというイメージを発信することで、来町する観光客にも意識してもらえるのでは。

ごみ拾いにスポーツのエッセンスを加え、競技へと変換させたスポごみの大会を開催しても面白いのではないか。

観光客用ごみ袋の周知について、昨年、有志の方がデザインを考え、町が印刷、ラミネートしてくれたA3の多言語ポスターは、試みについて地元の方から大変喜ばれたと同時に、倍以上のA2、もしくはA1の大きさにしてもらい、多言語の表記に国旗を追加しては。

デザインのバックのイラストは見づらいので不要といったさらなる改善要望も出ている。

また、町外の方からは、イラストよりも奥多摩の美しい自然の写真のほうが訴える力があるといった声もある。

観光客が持ってきた氷川溪谷周辺のごみは、観光案内所のスタッフが受け取り、案内所脇のテラスで保管している。夏は受け取りを1時間ほど延長して6時まで対応しているが、それ以降は入り口あたりに置いておくようお願いしているそうだ。近年は熊の出没が多いので、誘引しないかと危惧しているとのこと。臭いや獣害のことを考慮すると、回収、保

管、運搬のスムーズな流れが必要。そのためには専属の人員配置や獣害の出ない保管場所の設置など、例えばクリーンセンターに頑丈な保管庫を設置して、夏場の休日は7時まで運搬する専属のスタッフを配置するなど、常時でなく、観光シーズンに限ってでいいと思うが、そういった体制を取れないか。

氷川地区だけでなく、鳩の巣や川井地区でもごみ問題は深刻。啓発活動と並行して、放置ごみを回収する見回り体制が必要では。

以上のようなご意見が寄せられています。

こうした声に応えるために、役場内、或いは第三セクターでもいいかと思いますが、専属の人員配置と予算措置が必要ではないかと思います。クリーンキーパーのオピトさんのように、志の高い人材を配置することができれば、日本一トイレがきれいな町から日本一トイレがきれいでごみのないまちに進化させることができると思います。

伊藤議員がふるさと納税で財源措置をと要望していますが、専属の人員配置と予算措置について前向きに検討していただけるかどうか、伺います。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 6番、大澤議員からの再質問のほうにお答えいたします。

まず1点目の森林セラピーの部分でございます。トレイルの再整備というところで、住民皆様からのご意見をご紹介いただいたところであります。場所が登録トレイル、香りの道がちょっと分かりづらいというようなご意見と、入り口の壁ですか、あれが圧迫感があるというような意見、これは前々からお話いただいているところで、大澤議員さんからもお話がありましており、当時、設計をしたときにそういう意図で設置をした部分もございまして、その部分については専門家の意見も聞きながら整備しなければいけないかと思っております。

また、昨年、おくたま地域振興財団の職員の方にご協力いただいて、壁の塗り替え等やらせていただいたり、入り口の看板が見づらいということで、こちらも山のふるさと村の木工教室のほうで作っていただいて、見やすいように工夫をしたということも実際実施をしております。

なかなか分かりづらいというお話もいただいておりますので、こちらにつきましてはインターネット等の活用だとか、そういった部分を含めて分かりやすい周知をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の再質問でございます。ごみの問題ということで、様々な住民皆様、また、

ボランティアの皆様からのご意見をご紹介をいただいております。町にもやはりそういった声は当然届いております。

ごみの問題、過去にもやはり議会の中でもご質問いただいておりますところですが、ごみ袋の部分も含めてやはり売った後の問題が非常に難しいというところもございまして、6時を7時にするとか、そういう部分もございしますが、なかなかその人員配置も難しい。そして、その後の、夏場で、やはり臭いも出たりとか、そういった部分もございまして、その日、もしくは翌朝にクリーンセンターにごみを持ち込んでいるという状況で、現在は、観光産業課の職員がごみが出た次の朝に、大体午前中かけてごみの分別をしながらクリーンセンターに運んでいるというような状況が続いております。

そんな中で、専属の人員配置と予算措置ができないかというようなお話、前向きな考え方、前向きな検討をとということでお話をいただいております。こちらの部分につきましては、予算の部分がやはり大きくあります。そして、夏場だけの人員配置というところになりますので、ここはこの場で前向きな発言は、私からするのはなかなか難しいというところでございますが、このごみ問題につきましては、先程町長から答弁がございましたとおり、特にこのコロナ禍で多くの方が来町されましてクローズアップされた。とは言いながら、過去からこのごみ問題というものはなかったわけではなくて、当然これあったわけでございます。ここがクローズアップされて、いろいろな町内外の方々がボランティアで、こういう清掃していただいて、SNSにいろんな方面から上げていただいているということで非常に注目度が上がったというところと、町といたしましてもごみ問題に対する町内外というんですか、皆様がそこに意識を向けていただいたということは非常にボランティアの皆様のご努力と同時に感謝しているところでございます。

なかなか効果的な対策が打てていないというご指摘もあろうか思いますけれども、引き続き観光協会や関係者の皆様と連携しながら、このごみ問題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 大澤由香里議員、いかがですか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。なかなか難しいという話ではありましたが、ポスターなどは本当に低予算でできると思いますので、ぜひできることから、小・中学生を巻き込んで、自治会の掲示板もしっかり活用して、町全体で奥多摩の自然を守るんだというアピールをしていただければ、ちょっとずつでも変わっていくんじゃないかなと思いますので、ぜひそういったところ検討していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、6番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第3 一般質問は全て終了しました。

ここで中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第4 議員提出議案第1号 奥多摩町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

議案を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 滋隆君） それでは、朗読をいたします。

議員提出議案第1号 奥多摩町議会の個人情報の保護に関する条例。上記の議案を提出する。

令和5年3月9日提出。提出者、奥多摩町議会議員小峰陽一。賛成者につきましては、提出者以外の全議員でありますので、朗読を割愛させていただきます。

奥多摩町議会議長高橋邦男殿。

理由、個人情報の保護に関する法律、平成15年法律第57号の改正に伴い、奥多摩町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するため、規定を整備する必要がある。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、朗読は終わりました。

これより提案理由の説明を提出者、小峰陽一議員に求めます。小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） それでは、議員提出議案第1号 奥多摩町議会の個人情報の保護に関する条例について提案理由の説明をいたします。

提案の理由ですが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、奥多摩町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するため、規定を整備する必要があるためでございます。

本件につきましては、去る3月3日、全員協議会を開催し、全議員が内容を確認していること、議長を除く全議員が賛成者であることから、各条文の説明は割愛させていただきます。

なお、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、提案の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。本件については、提出者を含む全議員が賛成者でありますので、質疑並

びに討論は省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議員提出議案第1号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については、原案のとおり可決されました。

ここで中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第5 陳情第1号 消費税・適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入延期を働きかける国への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

本件については、去る3月3日、経済厚生常任委員会に審査が付託され、7日に審査が終了しております。

本日、その結果が報告されております。審査の経過及び結果について経済厚生常任委員長、木村圭議員よりご報告願います。木村圭議員。

[5番 木村 圭君 登壇]

○5番(木村 圭君) 5番、木村です。

経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、3月3日に開会の第1回定例会第1日に審査が付託されました陳情第1号 消費税・適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入延期を働きかける国への意見書提出を求める陳情書について、3月7日に委員全員と税を所管しております住民課長と産業を所管しております観光産業課長の出席の下、審査を行いました。

陳情第1号について、まず税担当の住民課長と産業担当の観光産業課長からそれぞれ説明を求め、次に、議会事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

はじめに、住民課長より、本制度については、昨年説明した内容と変わらないと説明があり、目的等について背景には8%の軽減税率と10%の消費税の存在があり、インボイス制度は不正を防ぎ、納税の透明性を図る狙いがあること、また、国は、当初より予定されている2023年10月のインボイス制度導入に当たり、売上高1,000万円以下の小規模事業者が課税事業者を選択した場合、3年間は納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を講じる方針を固めている。また、登録期限が2023年3月までであったものを2023年

9月まで実施延期とし、事業者の混乱を招かないよう配慮している。本制度については顧客から受け取った消費税部分は預り金であり、納税するのは当然だと考える方と、消費税を価格に適正に転嫁できないのが現実であり、残念ながら導入できないような経済環境がないという考えがあること。令和5年1月20日時点での全国の本制度の登録率は51.5%と半数を上回っており、また、東京都に限ればほぼ100%に近い登録状況であるとの説明がありました。

次に、観光産業課長より、青梅商工会議所による町内事業者へのインボイス制度に関する支援等の状況について説明があり、昨年10月18日と11月21日にオンラインセミナーが実施され、10月18日のセミナーでは、役場会議室でも受講ができるよう対応し、10社が役場会議室で受講したこと、また、青梅商工会議所奥多摩支所では、随時個別相談を受け付けており、現在までに5名の事業者が相談を受けるなど、インボイス制度に不安を抱える事業者の支援を行っており、インボイス制度の認知度は高まっていることから、相談は増えてきていること、また、商工会議所に相談がない事業者は、自身が依頼している税理士や加盟している組合などに相談されているものと思われ、制度を全く知らない事業者が少なくなっているとの説明がありました。

次に、議会事務局長からは、今回の陳情における近隣自治体議会の状況について、奥多摩町を含めた西多摩郡4町村では全て陳情を受け付けており、日の出町は本日、檜原村は3月14日にそれぞれ所管の常任委員会で審査されること、瑞穂町は昨年の陳情と同趣旨と判断し、審査はせず、議員への参考配布とすると伺っていること、また、隣接の青梅市では3月1日に委員会で審査され、不採択すべきものと採決されたことの説明がありました。

なお、昨年2月3日に本陳情書提出者から、消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を働きかける国への意見書提出を求める陳情書が掲出され、令和4年第1回定例会の3月9日の本会議において趣旨採択と決定しております。

以上の説明を踏まえ、委員に意見を求めたところ、税は本来納めるべきものであり、気持ちは分かるが、昨年も趣旨採択としていることから趣旨採択。

国も緩和策を示しており、また、国民は納めるものであると考えている。一方、事業者の気持ちも分かるので、趣旨採択。

障害者の就労支援などを行っているNPO法人などにとっては、本制度が運営に大きな支障を及ぼすおそれがあることから、採択。

1,000万円以下の小規模事業者の負担を考えたら、採択すべきものと考えてるので、採択。税がないと国は成り立たない。公平に納めてもらうことが必要であり、事業者の気持ち

も分かるが、趣旨採択。

など様々な意見が出され、採択した結果、趣旨採択すべきものが挙手多数となり、当委員会としては陳情第1号については趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で、経済厚生常任委員会陳情審査報告を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。

陳情第1号の経済厚生常任委員長報告について所管外で質疑があればお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第1号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第1号について討論の申出がありましたので、これより討論を行います。

はじめに、反対討論を行います。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入延期を働きかける国への意見書提出を求める陳情について、経済厚生常任委員会の趣旨採択とする決定に趣旨採択ではなく、採択とすべきとの立場で討論いたします。

2023年10月1日から消費税のインボイス制度が実施されようとしています。インボイスは、年間売上高1,000万円以下の免税事業者が、親会社との関係でいえば、取引を断られるか、消費税分の値引きを迫られるかのどちらかになりますし、それらを避けようと思えば、自ら課税事業者になって少ない売上げの中から消費税を納めるか、いずれかの選択を迫られることとなります。登録しても、しなくても、インボイスが実施されれば、少なくとも免税事業者が廃業に追い込まれることになると言われています。

インボイス導入の理由に、複数税率に対応するためということがありますが、今現在、複数税率ですが、インボイスが実施されていない現状でも何も問題は起こっていません。

また、お客から受け取った消費税を自分の懐に入れてしまう、いわゆる益税解消のためとも言われますが、これは勘違いです。仕入れのときに消費税を払っているからです。仮に益税となる部分があるとしても僅かです。しかも実際には零細事業者の場合、大手業者との競争があるので、値引き販売をせざるを得ず、納税しなくて済む僅かな益税の部分についても値引きの原資に充ててしまい、手元には残らない場合がほとんどだと言います。

免税店や簡易課税は、こうした体力の弱い小規模な事業者の過重な納税負担を避け、最

低生活を保障するよう設けられている制度です。

インボイス実施の影響は、中小企業だけにとどまりません。小規模事業者やフリーランスで働く人たち、また、シルバー人材センターの会員、更に映画、演劇、アニメ等の文化・芸術関係で働く人たちも影響を受けると言われており、仕事が続けられなくなれば日本の文化の将来にも影響すると言われています。

今、新型コロナ禍に資材・物価の高騰、ロシアのウクライナ侵略戦争の影響など、景気回復が見通せない中、小規模企業、農林漁業者、自営業者、フリーランスなどの事業者は、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も凍結、延期、見直しを表明し、現状でのインボイス制度実施に懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていく上でも、地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠です。中小零細な自営業者に多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施は当面延期すべきです。

以上の理由から、意見書を上げない消極的な趣旨採択ではなく、採択すべきとして反対をいたします。

○議長（高橋 邦男君） 続いて、賛成討論を行います。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

インボイス制度の件につきましては、趣旨採択に賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

今回、東京土建一般労働組合西多摩支部から消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入延期を働きかける国への意見書提出を求める陳情書に対して経済厚生常任委員会の審査の結果、趣旨採択との報告がなされました。

この件は、1年前にインボイス制度の導入中止を求める陳情が出されましたが、結果は、趣旨採択となりました。そのときに趣旨採択賛成の討論をさせていただきましたが、今回のインボイス制度導入の延期とのことで、改めまして趣旨採択賛成の討論をいたします。

まず第1点としては、税理士会は導入が決まった後は、導入を前提に適格請求書の使い勝手とか、免税事業者に対する支援対策とか、制度の改善について申入れを行っていることで、現在、導入延期には賛同はしていないようです。

2点目としては、今までの消費税の免税事業者の方々は、インボイスを登録して課税業者になるのか、或いは免税事業者のままでインボイスを発行しない状態でのいるのか。仕事のメリット・デメリットを検討して自己判断し、或いは新しい取引形態を模索して対策を進めている段階だと聞いております。



取引内容や業態から、古物商や質店、或いは農協など、例外規定の適用が認められるケースもございます。今後は、いろいろな取引実態に合わせて例外規定の検討、運用を図り、制度の持続可能性を図られるべきであると考えられます。

前回は申しましたが、公益法人や公共的な社団、財団も支払い先は個人のケースが多く、制度を厳格に適用すると、消費税の納税額が多額になってしまうケースもあろうかと思えます。激変緩和策も併用されますが、数年後には財政状況が逼迫してしまう状態が想定されます。

特に、各地域のご高齢者の仕事づくりや生きがいづくりを担っていますシルバー人材センターは、インボイス導入後は、各会員さんがインボイス登録しなければ、配分金は非課税取引となってしまう、仕入れ税額控除ができなくなってしまう。ご高齢の会員さんにインボイス登録をお願いすることはほぼ不利なことでありますので、各会員さんがインボイス登録をしなくても配分金は課税取引として、従来どおり仕入れ税額控除できるような例外的規定を設けるか、或いは新しい制度設計を構築して、継続性と持続性のある仕組みをつくるべきであり、これは全国的な検討課題であると考えます。

これは一例ではありますけれども、やはりインボイス制度の導入を行うに当たっては、業態や公益的な観点を考慮して実務上の問題クリアしながら、本年10月の施行時期に向け、現実に即した制度として導入されればと存じます。

趣旨採択に賛成の立場から賛成討論を述べさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 続いて、反対討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 続いて、賛成討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ないようですので、討論を終結します。よって、これより採決します。

日程第5 陳情第1号について経済厚生常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものがありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、陳情第1号については、本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、3月16日となっておりますので、明日3月10日から15日までの6日間は、休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、明日3月10日から15日までの6日間は、休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、3月16日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後5時08分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員